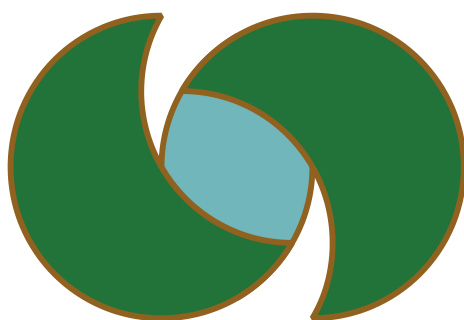


池田町国民保護計画



池 田 町

平成 19 年 6 月策定

令和元年 10 月変更

令和 3 年 12 月修正

令和 6 年 10 月修正

目 次

第1編	総 論	1
第1章	町の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	町の責務及び町国民保護計画の位置づけ	1
2	町国民保護計画の構成	2
3	町国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	2
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	4
第4章	町の地理的、社会的特徴	7
第5章	町国民保護計画が対象とする事態	11
1	武力攻撃事態	11
2	緊急処理事態	14
第2編	平素からの備えや予防	16
第1章	組織・体制の整備等	16
第1	町における組織・体制の整備	16
1	町の各課等における平素の業務	16
2	町職員の参集基準等	16
3	消防機関の体制	18
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	18
第2	関係機関との連携体制の整備	19
1	基本的考え方	19
2	県との連携	19
3	近接市町村との連携	20
4	指定公共機関等との連携	20
5	ボランティア団体等に対する支援	21
第3	通信の確保	21
第4	情報収集・提供等の体制整備	23
1	基本的考え方	23
2	警報等の伝達に必要な準備	23
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	24
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	25
第5	研修及び訓練	27
1	研修	27
2	訓練	27
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	28

1	避難に関する基本的事項	28
2	避難実施要領のパターンの作成	30
3	救援に関する基本的事項	30
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	31
5	避難施設の指定への協力	31
6	生活関連等施設の把握等	31
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	32
1	町における備蓄	32
2	町が管理する施設及び設備の整備及び点検等	32
第4章	国民保護に関する啓発	33
1	国民保護措置に関する啓発	33
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	33
第3編	武力攻撃事態等への対処	34
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	34
1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	34
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	36
第2章	町対策本部の設置等	37
1	町対策本部の設置	37
2	通信の確保	42
第3章	関係機関相互の連携	43
1	国・県の対策本部との連携	43
2	知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	43
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	44
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	44
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	45
6	町の行う応援等	45
7	ボランティア団体等に対する支援等	45
8	住民への協力要請	46
第4章	警報及び避難の指示等	47
第1	警報の伝達等	47
1	警報の内容の伝達等	47
2	警報の内容の伝達方法	48
3	緊急通報の伝達及び通知	49
第2	避難住民の誘導等	49
1	避難の指示の通知・伝達	49
2	避難方法の基本的な考え方	50
3	避難実施要領の策定	51

4	避難住民の誘導	5 6
5	事例別の避難に関する留意点	5 9
第5章	救援	6 2
1	救援の実施	6 2
2	関係機関との連携	6 2
3	救援の内容	6 3
第6章	安否情報の収集・提供	6 6
1	安否情報の収集	6 6
2	県に対する報告	6 7
3	安否情報の照会に対する回答	6 7
4	日本赤十字社に対する協力	6 8
第7章	武力攻撃災害への対処	6 9
第1	武力攻撃災害への対処	6 9
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	6 9
2	武力攻撃災害の兆候の通報	6 9
第2	応急措置等	7 0
1	退避の指示	7 0
2	町長の事前措置	7 1
3	警戒区域の設定	7 1
4	応急公用負担等	7 2
5	消防に関する措置等	7 2
第3	生活関連等施設における災害への対処等	7 4
1	生活関連等施設の安全確保	7 4
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	7 5
第4	NBC攻撃による災害への対処等	7 6
第8章	被災情報の収集及び報告	7 8
第9章	保健衛生の確保その他の措置	7 9
1	保健衛生の確保	7 9
2	廃棄物の処理	8 0
第10章	国民生活の安定に関する措置	8 0
1	生活関連物資等の価格安定	8 0
2	避難住民等の生活安定等	8 0
3	生活基盤等の確保	8 1
第11章	特殊標章等の交付及び管理	8 1
第4編	復旧等	8 3
第1章	応急の復旧	8 3

1	基本的考え方	8 3
2	公共的施設の応急の復旧	8 3
第2章	武力攻撃災害の復旧	8 4
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	8 4
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	8 4
2	損失補償及び損害補償	8 4
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	8 5
第5編	緊急対処事態への対処	8 6
1	緊急対処事態	8 6
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	8 6
資料編		8 7
	関係機関の連絡先	8 7
1	指定行政機関	8 7
2	指定地方行政機関	8 9
3	指定公共機関等	9 1
4	自衛隊等	9 3
5	指定地方公共機関	9 4
6	警察	9 6
7	市町村	9 7
8	消防機関等	1 0 2
	生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局	1 0 3
	様式集	
様式1	第1号 安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)	1 0 5
様式2	第2号 安否情報収集様式(死亡住民)	1 0 6
様式3	第3号 安否情報報告書	1 0 7
様式4	第4号 安否情報照会書	1 0 8
様式5	第5号 安否情報回答書	1 0 9
様式6	第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)	1 1 0
	用語解説	1 1 1

第 1 編 総 論

第 1 章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

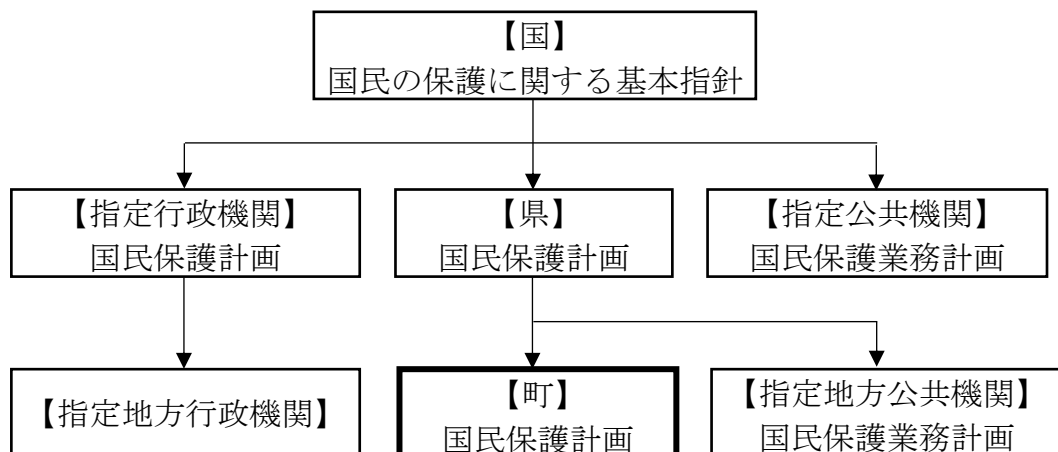
1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

(1) 町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び長野県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、池田町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第 35 条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。



(3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態における対処
- 資料編

3 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。この協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならないものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

【外国人への国民保護措置の適用】

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

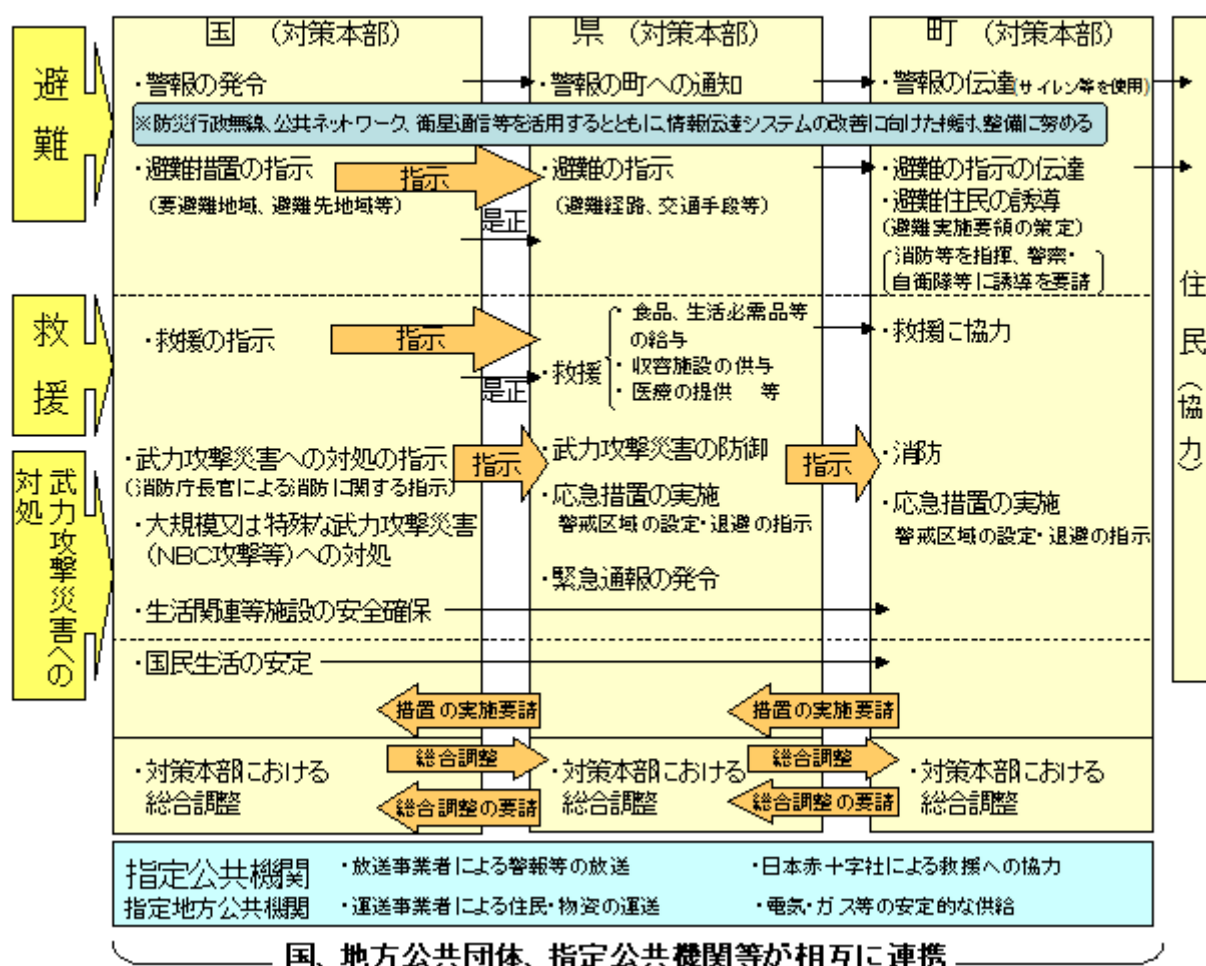
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について、以下のとおり定める。

1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、県、町、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

国民の保護に関する措置の仕組み



○町の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
池田町	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○指定地方行政機関の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	1 管内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
北関東防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
信越総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関する事 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定 の立会
名古屋税関	1 輸入物資の通関手続き
関東信越厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
長野労働局	1 被災者の雇用対策
関東農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
中部森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
関東経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策

中部近畿産業保安監督部	2 危険物等の保全
関東地方整備局 北陸地方整備局 中部地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
北陸信越運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
中部地方環境事務所	1 有害物質等の発生による汚染物質の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

○指定公共機関及び指定地方公共機関の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
郵便事業を営む者	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を通じた信用秩序の維持
長野県土地改良事業団体連合会	1 災害時における農地及び農業用施設の応急対策・復旧への協力
（一社）長野県建設業協会	1 災害時における公共施設の応急対策業務への協力

※ 関係機関の連絡先については、資料編を参照のこと。

第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴について定める。



【車】

東京から＝中央自動車道経由－長野自動車道安曇野 I C・・・2 時間 50 分－R19 主要地方道・・・35 分

名古屋から＝中央自動車道経由－長野自動車道安曇野 I C・・・2 時間 40 分－R19 主要地方道・・・35 分

【J R】

東京（新宿）から＝中央東線・松本まで 2 時間 30 分－大糸線・信濃松川－町営バス

名古屋から＝中央西線・松本まで 2 時間 06 分－大糸線・信濃松川－町営バス

(1) 地形

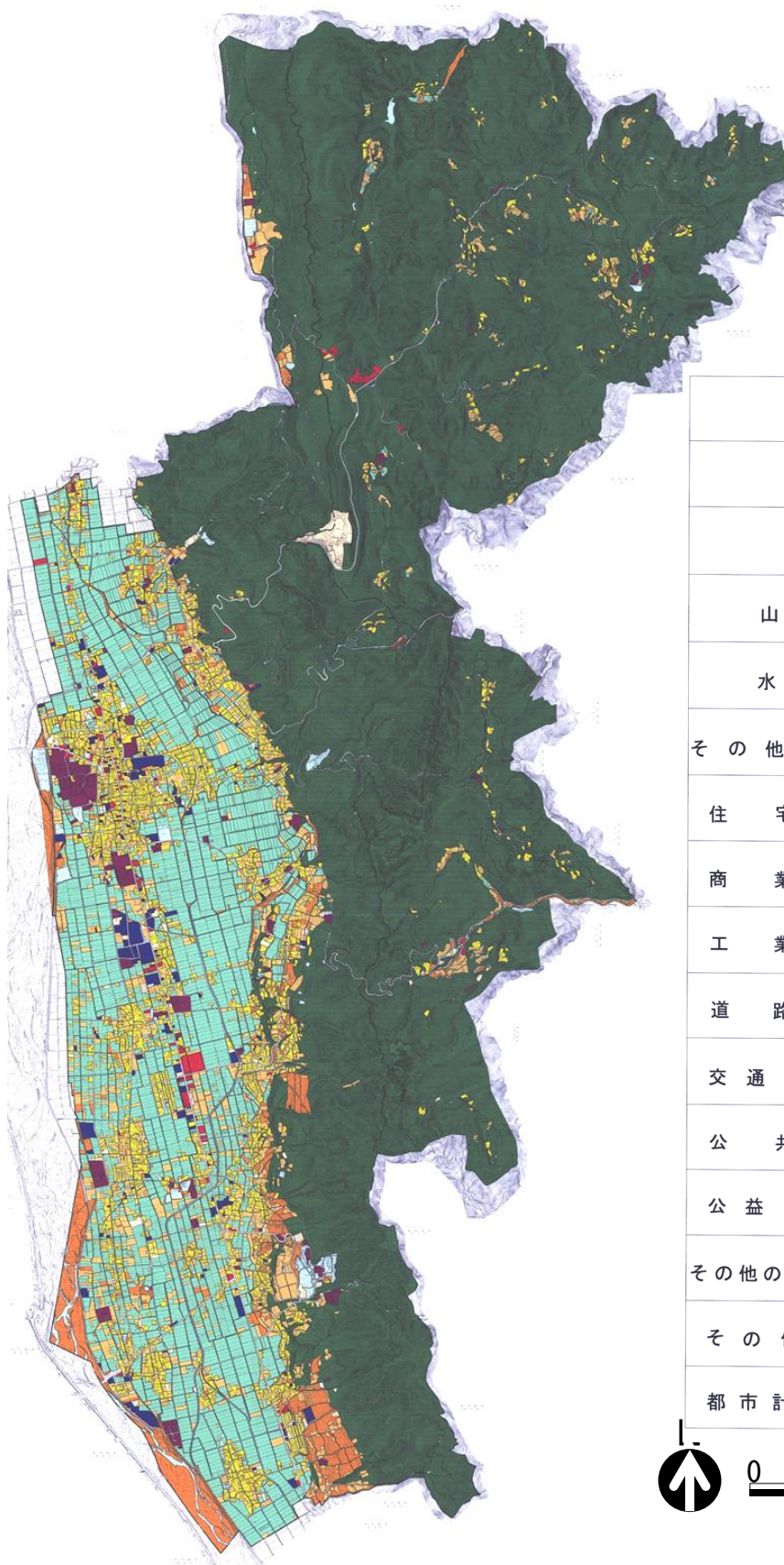
池田町は長野県の北西部に位置し、西は日本アルプスの峻峰槍ヶ岳に源を発する高瀬川によって松川村と境し、東は中山山地の東部において東筑摩郡生坂村に接している。南はこれに続く安曇野市と接し、北は大町市に続き、東西 6.2 k m、南北 12.8 k m、総面積は 40.18 k m²の範囲を占めている。

東部山地は第三紀犀川累層、西部は新沖積層の平坦部で、その間の段丘地は旧沖積層に属し、なお一部に青木層の露出があり、北には特殊火成層の大峰累層が南北に連なっている。

地味は一般的に肥沃で、西部平坦地域は砂質土壌で、ここに中心地、大字池田、会染、中鵜地区がひらけ、東部山間地帯は粘質土壌で、ここには大字広津、陸郷の集落が散在している。

また、道路は、南北に延びて大町市及び安曇野市に繋がっている県道 51 号線、町の南部から南西方面に延びる県道原木戸安曇追分停車場線と、東に延びる県道宇留賀池田線と信濃松川停車場線で生坂村と繋がっている。

【池田町の地形】



凡	例
田	
畑	
山林	
水面	
その他の自然地	
住宅用地	
商業用地	
工業用地	
道路用地	
交通施設用地	
公共空地	
公益施設用地	
その他の公的施設用地	
その他の空地	
都市計画区域界	



0 500 1000

(2) 気候

気候は概して内陸的で、年間を通じて降水量の少ない地域であり、内陸的気候の特質をもっており、冬は積雪量が少なく寒冷だが、夏は涼しく、住みよい気象条件を備えている。日雨量は最大で100mm程度である。

過去5年間月別気象データ

観測点：池田町役場(標高604m)

月別最低気温 (単位:℃)

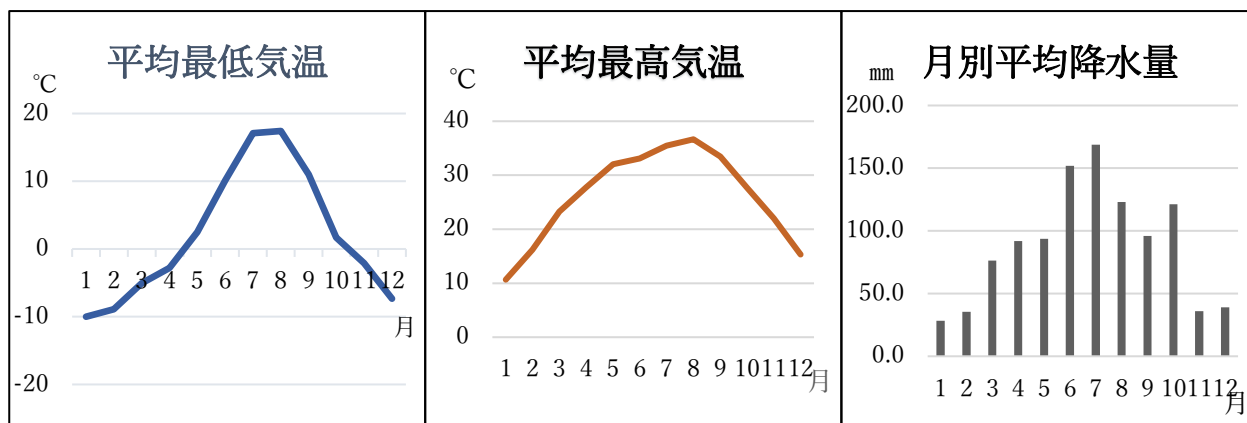
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
H31	-10.60	-8.10	-4.40	-3.80	0.70	10.90	17.00	16.60	10.60	6.00	-3.10	-5.50
R2	-6.60	-10.20	-6.50	-2.70	3.50	11.90	16.60	18.10	9.60	-0.60	-1.80	-7.50
R3	-7.10	-8.30	-4.30	-2.80	1.50	9.30	18.00	17.50	12.80	0.50	-3.90	-8.30
R4	-12.70	-9.60	-5.70	-3.50	3.30	9.30	17.90	15.70	10.10	0.00	0.40	-9.70
R5	-13.00	-8.30	-4.50	-1.30	3.40	9.10	15.90	19.20	12.00	2.50	-2.10	-5.60
平均	-10.00	-8.90	-5.08	-2.82	2.48	10.10	17.08	17.42	11.02	1.68	-2.10	-7.32

月別最高気温 (単位:℃)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
H31	8.50	14.90	22.20	27.20	33.50	31.30	35.90	37.40	34.40	29.50	21.20	15.70
R2	13.00	20.10	21.40	26.10	33.40	34.30	31.90	37.20	34.30	27.00	22.40	13.70
R3	11.30	19.40	24.20	26.10	28.70	31.50	35.70	37.10	30.80	29.60	19.80	13.80
R4	8.50	11.30	23.10	29.20	31.90	36.20	37.50	35.50	32.60	28.20	21.00	13.80
R5	12.00	15.20	25.30	30.20	32.60	32.20	36.30	36.10	35.20	24.20	25.60	19.70
平均	10.66	16.18	23.24	27.76	32.02	33.10	35.46	36.66	33.46	27.70	22.00	15.34

月間降水量 (降水量:mm)

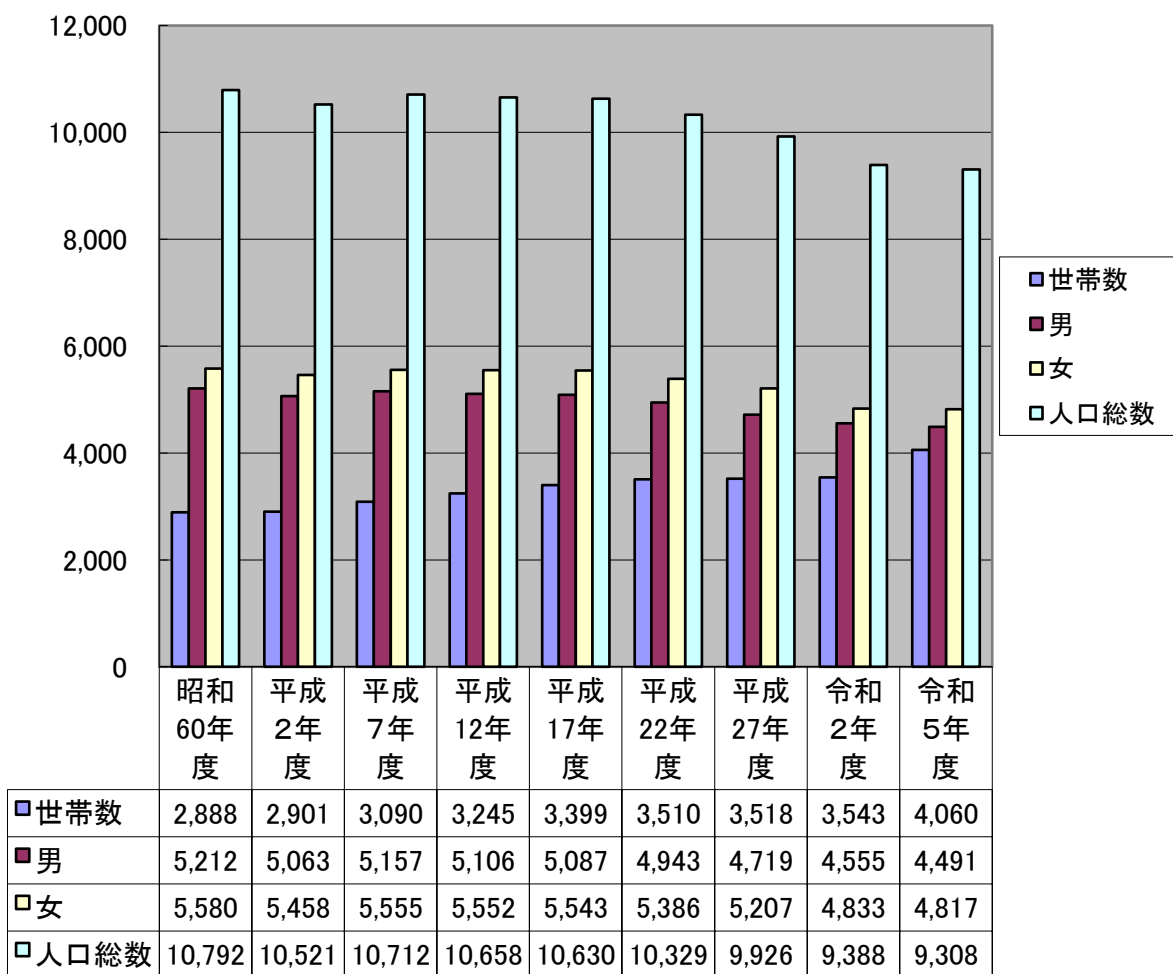
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
H31	11.5	32.0	89.5	56.0	72.0	149.5	162.5	170.0	20.0	308.5	12.5	45.5
R2	72.5	36.5	74.0	98.0	37.0	162.5	274.5	21.5	127.0	115.5	12.0	15.0
R3	34.5	34.5	78.0	81.0	121.5	116.0	130.0	258.0	107.5	55.5	35.5	74.5
R4	16.0	29.5	65.0	110.5	86.5	131.5	130.5	90.5	196.0	59.5	68.5	26.0
R5	7.5	45.0	75.0	114.0	151.0	200.5	146.5	74.5	29.0	67.5	51.5	34.5
平均	28.4	35.5	76.3	91.9	93.6	152.0	168.8	122.9	95.9	121.3	36.0	39.1



(3) 人口分布

当町の人口は、令和2年国勢調査によると9,388人で、世帯数は3,543世帯となっており、その大半は池田地区と会染地区に集中している。

人口は減少傾向にあるが、世帯数は増加傾向にあり、核家族化の進行がうかがわれる。また、高齢化率も35%を超えており、高齢者の独居世帯も増加している。産業別就業者数は、第1次産業は減少傾向が続いており、逆に第3次産業が増加している。



第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

(1) 武力攻撃事態の種類

武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

① 着上陸侵攻

ア 特徴

- (ア) 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。
- (イ) 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高いと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。
- (ウ) 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、可燃性ガス貯蔵施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

イ 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して当該地域の住民を避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

② ゲリラや特殊部隊による攻撃

ア 特徴

- (ア) 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダムなどに対する注意が必要である。
- (イ) 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば可燃性ガス貯蔵施設などが攻撃された場合によっては被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（爆薬と放射性物質を組み合わせた汚い爆弾。以下「ダーティボム」という。）

が使用される場合がある。

イ 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む。）と県、県警察及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。

また、事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町村長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。

③ 弾道ミサイル攻撃

ア 特徴

(ア) 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭（「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（化学））を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

(イ) 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

イ 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

④ 航空攻撃

ア 特徴

(ア) 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

(イ) 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。

(ウ) なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

イ 留意点

(ア) 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。

(イ) 生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

(2) NBC攻撃の場合の対応

NBC攻撃に対する対応については以下のとおりである。

① 核兵器等

ア 核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。

イ 核爆発によって、①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。

ウ 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。

エ 放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。

オ 避難にあたっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。

カ 汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。

キ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。

ク 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。

② 生物兵器

ア 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

イ 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

ウ 厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応

じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

③ 化学兵器

ア 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

イ 国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。

ウ 化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

2 緊急対処事態

緊急対処事態として、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

- ・ 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- ・ ダムの破壊

イ 被害の概要

(ア) 可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害

爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

(イ) ダムが破壊された場合の主な被害

ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

ウ 留意点

事態が発生した場合は、被害が広範囲にわたって拡大することも想定した退避等が必要となる。

② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

- ・ 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- ・ 列車等の爆破

イ 被害の概要

爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

ウ 留意点

短時間に多数の被災者が発生するため、関係機関による迅速な救出、医療体制を確保する必要がある。

(2) 攻撃手段による分類

① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ア 事態例

- ・ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- ・ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- ・ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- ・ 水源地に対する毒素等の混入

イ 被害の概要

(ア) 放射性物質等

- ・ ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。
- ・ ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。
- ・ 小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。

(イ) 生物剤（毒素を含む。）による攻撃

- ・ 生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。
- ・ 毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。

(ウ) 化学剤による攻撃

- ・ 化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。

ウ 留意点

二次災害の発生を防止するため、立ち入り禁止区域の設定を迅速に行うとともに、防護服等を有す関係機関による迅速な救出と併せて、特殊な被災状態に対応できる医療体制を確立する必要がある。

② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

ア 事態例

- ・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- ・ 弾道ミサイル等の飛来

イ 被害の概要

(ア) 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

(イ) 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

ウ 留意点

多数の被災者が発生するため、関係機関による迅速な救出・医療体制を確立する必要がある。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 町における組織・体制の整備

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各課等の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 町の各課等における平素の業務

町の各課等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行うものとし、各課等が実施する業務については、別に定める。

2 町職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な確保

町は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

町は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ、速やかに町長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる当直体制（24時間即応可能な体制）を確保する。

(3) 町の体制及び職員の参集基準等

町は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、町長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①担当課対応	国民保護担当職員が参集
②警戒・対策本部等設置体制	原則として、町国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③町国民保護対策本部体制	全ての町職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	町の全課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	町の全課等での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②
事態認定後	町国民保護対策本部設置の通知がない場合	町の全課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		町の全課等での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

町の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

町の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の代替の職員を決めておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

【町対策本部長の代替職員】

名 称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)
町 長	副町長	総務課長	町長部局の課長にある職員で給料の号俸が上位にある者

(6) 職員の服務基準

町は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、町国民保護対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置した場合において、その機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

町は、消防本部及び消防署における 24 時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、町は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する等、武力攻撃事態等が認定された場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理する体制を整備する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)
	土地等の使用に関すること。(法第82条)
	応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)
	車両等の破損措置に関すること。(法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3 第2項後段)
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関すること。(法第85条第1項・2項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
	医療の実施の要請等によるもの(法第85条第1項・2項)
不服申立てに関すること。(法第6条、175条)	
訴訟に関すること。(法第6条、175条)	

※枠内の「法」とは国民保護法をいう。

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

町は、国民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、町文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

町は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

町は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

町は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

町は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

町は、「避難」、「救援」等の個別のテーマに関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。この場合において、町国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

町は、緊急時に連絡すべき県の連絡先（担当部局名、所在地、電話・FAX番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に最新の情報への更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 町国民保護計画の県への協議

町は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と町の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

町長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

町は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、広域にわたる避難の実施体制、物資及び資材の供給体制並びに救援の実施体制における近接市町村相互応援体制の構築に努める。

(2) 消防機関の連携体制の整備

町は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、区域内の消防機関との調整や応援態勢の整備を図る。

また、消防機関におけるNBC対応可能な部隊数やNBC対応資機材の所在について、把握する。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

町は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、連絡先、担当部署等は、定期的に最新の情報への更新を行う。

(2) 医療機関との連携

町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう県及び消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

町は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の構築に努める。

また、町は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織の核となるリーダー等に対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間、消防団及び町等との間の連携を図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実に努める。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

町は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備に努める。

第3 通信の確保

町は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等の通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

町は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

町は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 通信の確保

町は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、同報系その他の防災行政無線の整備に努めることとし、通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

第4 情報収集・提供等の体制整備

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

町は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

町は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。

また、町は、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ町国民保護計画に定めておくものとする。

(2) 防災行政無線の整備

町は、既に防災行政無線の整備を行っているが、以後デジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。

(3) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備

町は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を整備する。

(4) 県警察との連携

町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察等との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成 17 年 7 月 6 日付消防運第 17 号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 集客施設等に対する警報の伝達のための準備

町は、県から警報の内容の通知を受けたときに町長が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、集客施設、集合住宅、官公所、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

町は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みを P R すること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報は以下のとおりであり、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第 2 条に規定する様式第 3 号の安否情報報告書の様式により、原則として、安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 避難住民（負傷した住民も同様）<ol style="list-style-type: none">① 氏名② フリガナ③ 出生の年月日④ 男女の別⑤ 住所（郵便番号を含む）⑥ 国籍⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）⑧ 負傷(疾病)の該当⑨ 負傷又は疾病の状況⑩ 現在の居所⑪ 連絡先その他必要な情報⑫ 親族、同居者からの照会に対して、①～⑪の項目を回答することの希望の有無⑬ 知人からの照会に対して、①、⑦、⑧の項目を回答することの希望の有無⑭ 親族、同居者、知人以外の者からの照会に対して、①～⑪の項目を回答することの同意の有無2 死亡した住民
（上記①～⑦に加えて）<ol style="list-style-type: none">⑧ 死亡の日時、場所及び状況⑨ 遺体が安置されている場所⑩ 連絡先その他必要事項⑪ 親族、同居者、知人以外の者からの照会に対して、①～⑩の項目を回答することの同意 |
|---|

(2) 安否情報収集のための体制整備

町は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）					年 月 日 時 分 池田町		
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域） (1) 発生日時 年 月 日 (2) 発生場所 池田町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度） 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要 3 人的・物的被害状況							
市町村名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者 (人)	行方 不明者 (人)	負 傷 者		全壊 (棟)	半壊 (棟)	
			重傷 (人)	軽傷 (人)			

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

(2) 担当者の育成

町は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

町職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、町における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

町は、危機管理を担当する専門職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

町は、広く職員の研修機会の確保に努める。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して、国が作成するビデオ教材やeラーニングを活用するなど多様な方法による国民保護措置に関する研修等を行うよう努める。

【国民保護ポータルサイト <https://www.kokuminhogo.go.jp/>】

【総務省消防庁ホームページ <https://www.fdma.go.jp/>】

(3) 外部有識者等による研修

町は、職員等の研修の実施に当たっては、県の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 町における訓練の実施

町は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基

づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 町対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び町対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自主防災会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 町は、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 町は、県と連携し、公共施設等多数の者が利用する施設の管理者に対し、警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 町は、県警察と連携し避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

町は、県から避難措置の指示及び救援の指示を受けたときは、避難の伝達を行うとともに、所要の救援に関する措置等を実施することから、避難及び救援に関する平素からの備えに必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
(※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- 区域内の道路網のリスト
(※ 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、町道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
(※ 鉄道バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
(※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
(※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
(※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
(※ 特に、地図や各種のデータ等は、市町村対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。)
- 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
(※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト
(※ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)
(※ 消防機関の装備資機材のリスト)
- 避難行動要支援者名簿

(2) 隣接する市町村との連携の確保

町は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時の対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、防災・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であり、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である。（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）

参照)

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第 49 条の 10 において作成を義務付けられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等に結びつけるため、町は避難行動要支援者の名簿情報を、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等に必要な限度で、避難支援等に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(4) 民間事業者からの協力の確保

町は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

町は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

町は、関係機関（教育委員会など町の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口、混雑や交通渋滞の発生状況等に配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。この場合において、高齢者、障がい者、乳幼児等の避難方法等について配慮する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

町は、県から救援の一部の事務を当該町において行うこととされた場合や町が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、町の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における町の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

町は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

町は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

町は、県が保有する当該町の区域の運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
 - ① 保有車輛等(定期・路線バス等の数、定員)
 - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など
- 輸送施設に関する情報
 - 道路(路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

町は、武力攻撃事態等における避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市町村の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

町は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

町は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

町は、区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成 17 年 8 月 29 日閣副安危第 364 号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

(2) 町が管理する公共施設等における警戒

町は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察との連携を図るものとする。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

1 町における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、町としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

町は、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備について、県その他関係機関と連携する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

町は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の代替性の確保

町は、その管理する上下水道施設のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

町は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

町は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、ラジオ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

町は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら地域住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

町教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、町立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、町は、我が国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）に基づき、住民に対し周知するよう努める。

また、町は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、町は、武力攻撃事態や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

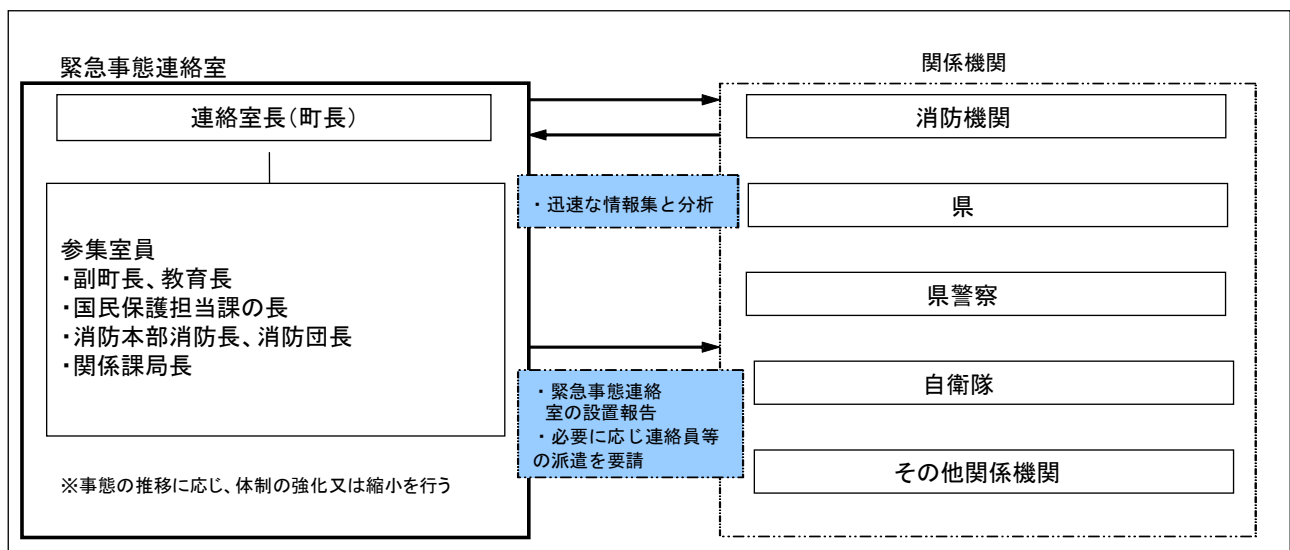
また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、政府による事態認定の前の段階等における町の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室等の設置

- ① 町長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、町としての的確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、町対策本部員のうち、国民保護担当課の長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。



※住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、町職員が当該事案の発生を把握した

場合は、直ちにその旨を町長及び幹部職員等に報告するものとする。消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

- ② 「緊急事態連絡室」は、消防機関等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 緊急事態連絡室等における初動措置

町は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要に応じて災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、町長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

町は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、町に対し、町対策本部の設置の指定がない場合においては、町長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

町長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

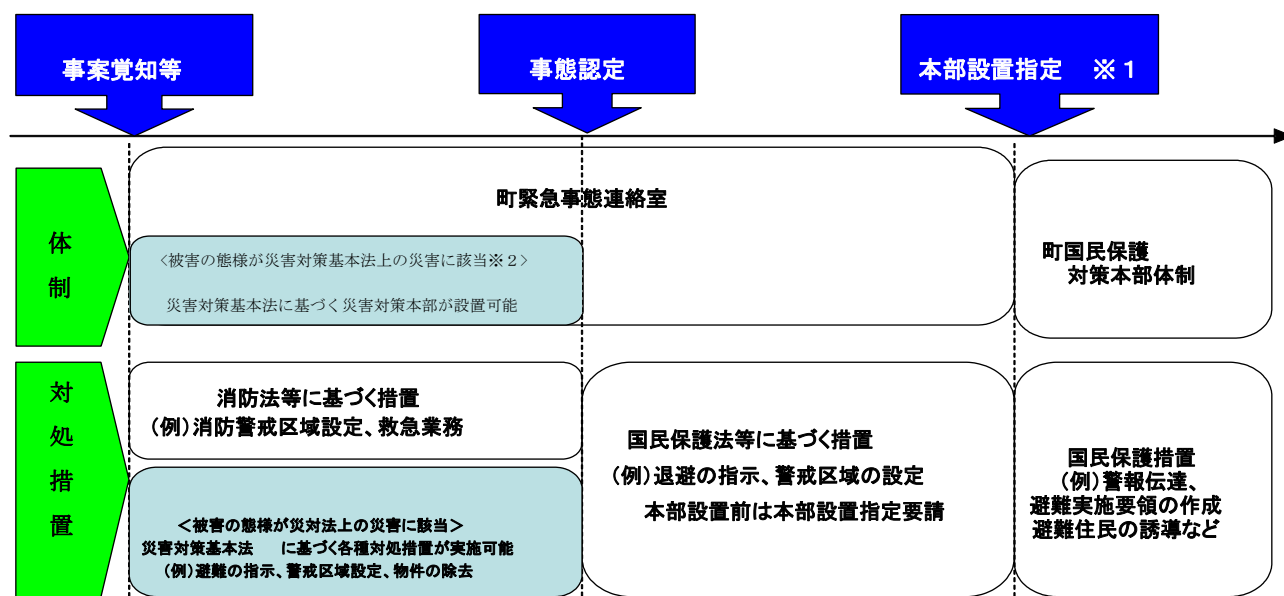
「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、町に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに町対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止するものとする。

【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、町対策本部を設置すべき町の指定の通知があった場合には、直ちに町対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、町対策本部長は、町対策本部に移行した旨を町関係課等に対し周知徹底する。

町対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ず

るなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

町は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該町に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課室体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、町長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該町の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

【消防庁における体制】

消防庁においては、武力攻撃等の兆候に関する情報を入手した場合においては、官邸危機管理センターの対応状況も踏まえ、消防庁情報連絡室を設置するとともに、県に対し連絡することとされている。また、発生した災害の状況が不明であり、武力攻撃等の生起の可能性が高いと判断される場合等には、緊急事態連絡室を設置するとともに、県に連絡することとしている。

第2章 町対策本部の設置等

町対策本部を迅速に設置するため、町対策本部を設置する場合の手順や町対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 町対策本部の設置

(1) 町対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

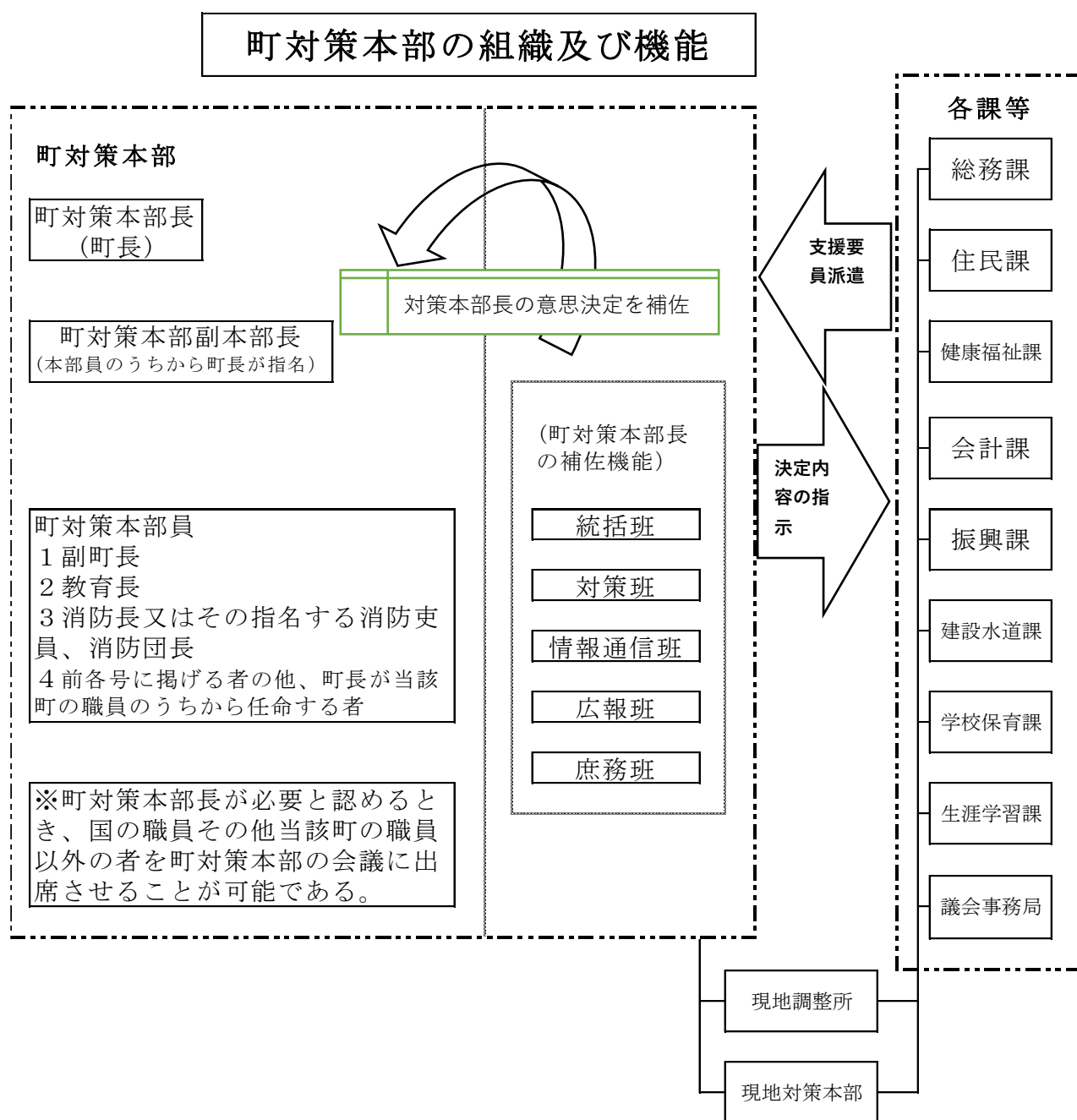
- ① 町対策本部を設置すべき市町村の指定の通知
町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて町対策本部を設置すべき町の指定の通知を受ける。
- ② 町長による町対策本部の設置
指定の通知を受けた町長は、直ちに町対策本部を設置する（※事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、町対策本部に切り替えるものとする（前述））。
- ③ 町対策本部員及び町対策本部職員の参集
町対策本部担当者は、町対策本部員、町対策本部職員等に対し、携帯電話の連絡網を活用し、町対策本部に参集するよう連絡する。
- ④ 町対策本部の開設
町対策本部担当者は、町庁舎大会議室に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。
特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認する。
町長は、町対策本部を設置したときは、町議会に町対策本部を設置した旨を連絡する。
- ⑤ 交代要員等の確保
町は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。
- ⑥ 本部の代替機能の確保
町は、町対策本部が被災した場合等町対策本部を町庁舎内に設置できない場合に備え、池田町総合福祉センター『やすらぎの郷』を町対策本部の予備施設として指定する。なお、事態の状況に応じ、町長の判断により他施設に変更することを妨げるものではない。
また、町区域外への避難が必要で、町の区域内に町対策本部を設置することができない場合には、知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等

町長は、町が市町村対策本部を設置すべき町の指定が行われていない場合において、町における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、町対策本部を設置すべき町の指定を行うよう要請する。

(3) 町対策本部の組織構成及び機能

町対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。



※ 町対策本部における決定内容等を踏まえて、各課等において措置を実施するものとする(町対策本部には、各課等から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。)

【町対策本部長の補佐機能の編成】

	機 能
統括班	- 町対策本部会議の運営に関する事項 - 情報通信班が収集した情報を踏まえた町対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 - 町対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示
対策班	- 町が行う国民保護措置に関する調整 - 他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 - 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項
情報通信班	- 以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 ○ 被災情報 ○ 避難や救援の実施状況 ○ 災害への対応状況 ○ 安否情報 ○ その他統括班等から収集を依頼された情報 - 町対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 - 通信回線や通信機器の確保
広報班	被災状況や町対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動
庶務班	- 町対策本部員や町対策本部職員のローテーション管理 - 町対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項

【町の各課等における武力攻撃事態における業務】

課・局名	武力攻撃事態等における業務
総務課 企画政策課 会計課 議会事務局	- 町国民保護対策本部に関すること - 避難実施要領の策定に関すること - 物資及び資材の備蓄等に関すること - 安否情報の収集に関すること - 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること - 廃棄物処理に関すること - 武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。） - 住民の避難誘導に関すること
総務課 振興課 建設水道課	- 復旧に関すること - 特殊標章等の交付に関すること
健康福祉課	- 避難施設の運営体制の整備に関すること - 高齢者、障害者、保育園児その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること - 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること
学校保育課 生涯学習課	- 児童生徒の安全確保に関すること - 避難所等の設備整備に関すること

(4) 町対策本部における広報等

町は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、町対策本部における広報広聴体制を整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において、住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置

② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備

③ 留意事項

ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ) 町対策本部において、重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、町長自ら記者会見を行うこと。

ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

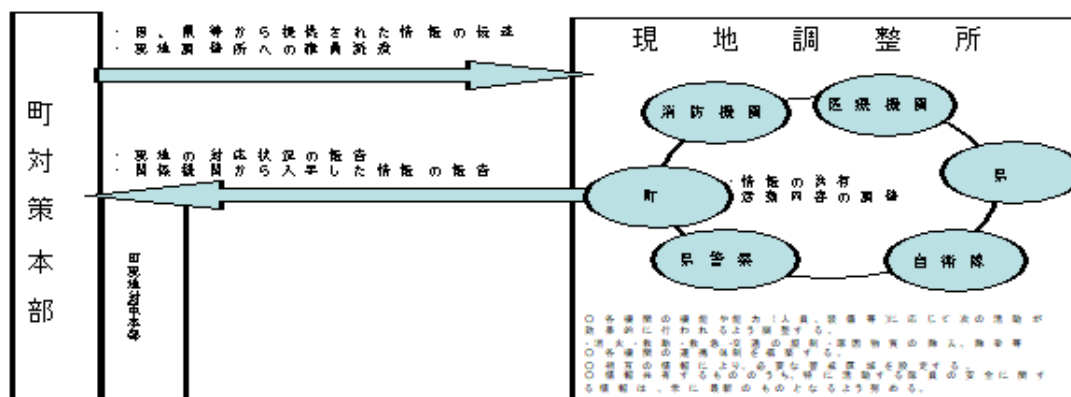
(5) 町現地対策本部の設置

町長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部等との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、町対策本部の事務の一部を行うため、町現地対策本部を設置する。

町現地対策本部長や町現地対策本部員は、町対策副本部長、町対策本部員その他の職員のうちから町対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

町長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。



【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において、情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。
- ② 現地調整所は、事態発生の現場において、現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般的である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。
現地調整所の設置により、町は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。
- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、町における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う町が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、町の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、町は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

（注） 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、町は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

（7）町対策本部長の権限

町対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 町の区域内の国民保護措置に関する総合調整

町対策本部長は、町の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、町が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

町対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して、所要の総合調整を行うよう要請することができる。また、町対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行

うよう要請することができる。

この場合において、町対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

町対策本部長は、県対策本部長に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

町対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

⑤ 町教育委員会に対する措置の実施の求め

町対策本部長は、町教育委員会に対し、町の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合において、町対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 町対策本部の廃止

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して町対策本部を設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、町対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

町は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系町防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに県及び総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と町との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

町は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有等を行うことにより緊密な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図り、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国・県の現地災害対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

町は、当該町の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

町は、当該町の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- (1) 町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする長野地方協力本部長又は当町を警備地域とする部隊長を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警戒区域とする横須賀地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を警戒区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

- (2) 町長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、町対策本部及び現地調整所の連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 他の市町村長等への応援の要求

- ① 町長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、応援を求める際の活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき行う。

- (2) 県への応援の要求

町長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

- (3) 事務の一部の委託

- ① 町が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、町は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、町長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 町は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 町は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 町の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等
- ① 町は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、町長は、所定の事項を議会に報告するとともに、町は公示を行い、県に届け出る。
- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等
- 町は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

- (1) 自主防災組織等に対する支援
- 町は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。
- (2) ボランティア活動への支援等
- 町は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その適否を判断する。
- また、町は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボラ

ンティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

町は、県や関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を町対策本部及び県の対策本部を通じて住民に公表する。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

町は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

町は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

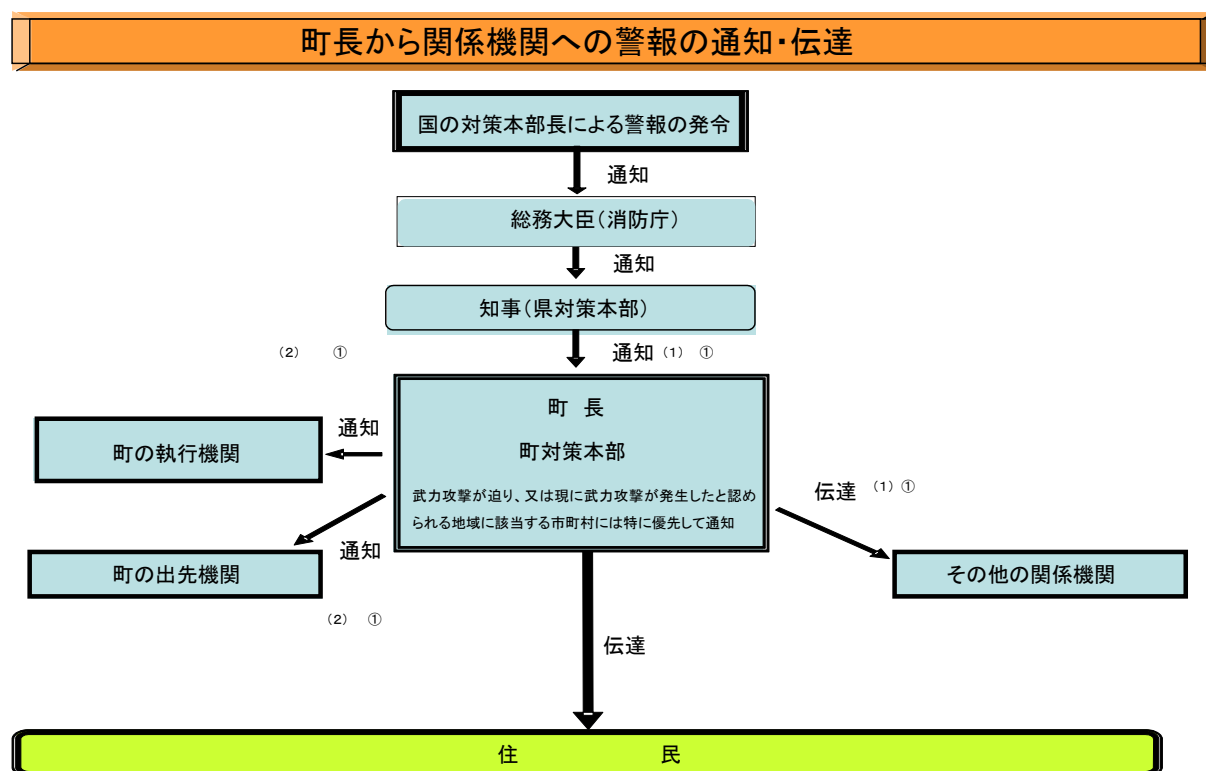
1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の伝達

町は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自主防災会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、病院、学校など）に警報の内容を伝達するものとする。

(2) 警報の内容の通知

- ① 町は、当該町の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、町内病院、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 町は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、町のホームページ（<http://www.ikedamachi.net/>）に警報の内容を掲載する。



2 警報の内容の伝達方法

- (1) 町長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（自主防災会等の市町村の実情に応じて定めておくもの）に伝達するものとする。
- (2) 警報の伝達方法については、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。町長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している伝達手段等に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。

- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする。

イ なお、このことは、町長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討するものとする。

※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合には、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム（J-ALERT）が整備され、瞬時に国から警報が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達することとする。

- (3) 町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。この場合において、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、効率的な伝達が行なわれるように配慮するものとする。

また、町は、県警察の交番、パトカーの勤務員等による拡声機や標示を活用した警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (4) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達

に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

- (5) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知

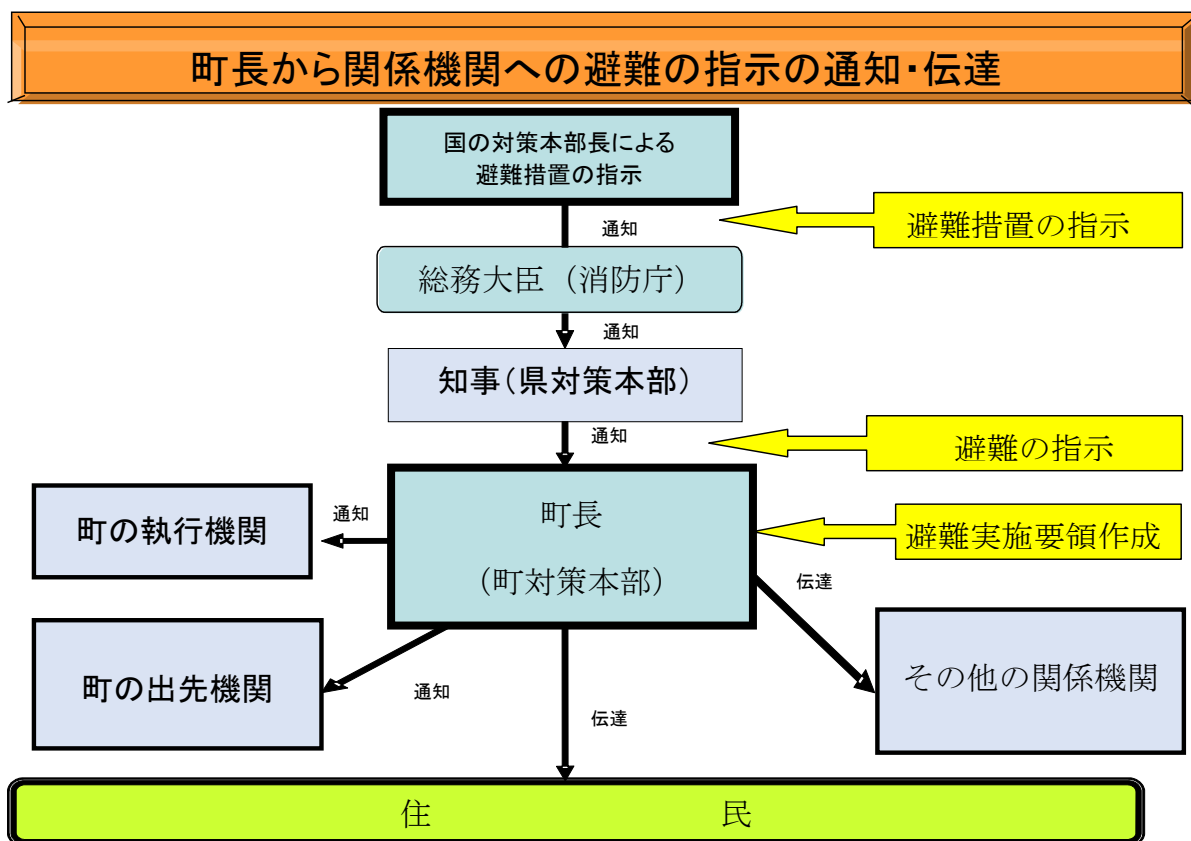
緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

町は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。町が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 町長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。



※ 町長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難方法の基本的な考え方

(1) 市町村内での避難

避難施設までは、原則として徒歩等により移動する。

(2) 市町村の区域を越える避難

避難時の交通渋滞などが引き起こす混乱を回避することが重要であるため、原則として次の方法により避難を行う。

また、要避難地域の集合場所及び避難施設において、避難者の確認を行う。

① 要避難地域において、避難者は、あらかじめ市町村により指定された集合場所に移動する。

ア 同一市町村内の集合場所まで原則として徒歩等により移動する。

イ 鉄軌道による避難を行う場合、集合場所として駅に近い場所をあらかじめ指定する。

② 要避難地域の集合場所から避難先地域の避難施設へ移動する。

ア 原則として指定公共機関、指定地方公共機関及び市町村が保有するバス、電車等により移動する。

イ バスによる避難で道路が狭隘であるなどにより避難場所まで乗車できない場合、避難施設の近接地で降車し、徒歩等により移動する。

ウ 鉄軌道による避難を行う場合、集合場所からバス等により移動する。

(3) 中山間地域等における住民の避難

中山間地域など交通手段が限られている地域の住民の避難に際しては、地理的条件や地域の交通事情などを考慮して、県警察の意見を聴いた上で、自家用車等を交通手段として考慮する。

(4) 要配慮者の避難

まず、家族、市町村職員、消防職員、消防団員、協力を得ることができた近隣住民、福祉関係者及び自主防災組織などの避難支援者が、要避難地域の集合場所まで自家用車等により移動させる。（徒歩等により移動可能な場合を除く。）

次に、集合場所において、市町村が事前に把握した要配慮者の状況に応じて、以下のいずれかの方法により、避難先地域の避難施設へ移動させる。

① バス等により乗り換えて避難先地域の避難施設へ移動

② そのまま自家用車等により避難先地域の避難施設へ移動

この場合、要避難地域の集合場所及び避難先地域の避難施設において、要配慮者の避難確認等について留意する。

その他、「池田町避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、避難を実施する。

(5) 避難の実施に際しては、地理的条件や地域の交通事情等により、原則によらない避難の方法を指示する場合がある。

3 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

避難実施要領に定めるべき項目や策定の際の留意事項について、町国民保護計画の基準として定める。

町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、各執行機関、消防機関、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考にしてあらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ 避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領策定の際の留意事項

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される町の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものもあり得る。

【県計画における「町の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】

① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自主防災会、事業所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の自主防災会内や近隣住民間での安否確認、避難行動要支援者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

⑦ 市町村職員、消防職員、消防団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職員、消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

⑪ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案すること。)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※輸送手段が必要な場合)
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要支援者の避難方法の決定 (避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊等の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

【市町村が作成する避難実施要領の例示】

避難実施要領 (案)

長野県池田町長
×月×日×時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

池田町における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) 池田町のA 1 地区の住民は、B 市のB 1 地区にあるB 市立B 1 中学校体育館を避難先として、×日×時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

○ 避難の手段 (バス・鉄道・その他)

バスの場合：池田町A 1 地区の住民は、池田町立A 1 小学校グラウンドに集合する。

その際、×日×時を目途に、できるだけ自主防災会、町内会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、××会社の用意したバスにより、国道××号線を利用して、B 市立B 1 高校体育館に避難する。

鉄道の場合：池田町A 1 地区の住民は、JR△△線A A 駅前広場に集合する。

その際×日×時×分を目途に、できるだけ自主防災会、町内会、事業所等の単位で行動し、A A 駅までの経路としては、できるだけ国道× ×号線又は県道△△線を使用すること。集合後は、×日×時×分発B市B 1 駅行きの電車で避難する。B市B 1 駅到着後は、B市職員及び池田町職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B 1 中学校体育館に避難する。

・・・・以下略・・・・

- (2) 池田町A 2 地区の住民は、B市B 2 地区にあるB市立B 2 中学校を避難先として、×日×時×分を目途に住民の避難を開始する。

・・・・以下略・・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員 ・避難誘導要員
- ・町対策本部要員
- ・現地連絡要員
- ・避難所運営要員
- ・水、食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

町で指定した避難の実施時間の後、すみやかに避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）

- (3) 高齢者、障がい者、その他特に配慮を要する者に対する避難誘導誘導に当たっては、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。

また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、町職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関して必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

池田町災害対策本部 担当 ○○○○

T E L 0261-62-3131

F A X 0261-62-9404

・・・以下略・・・

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊等の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、町長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

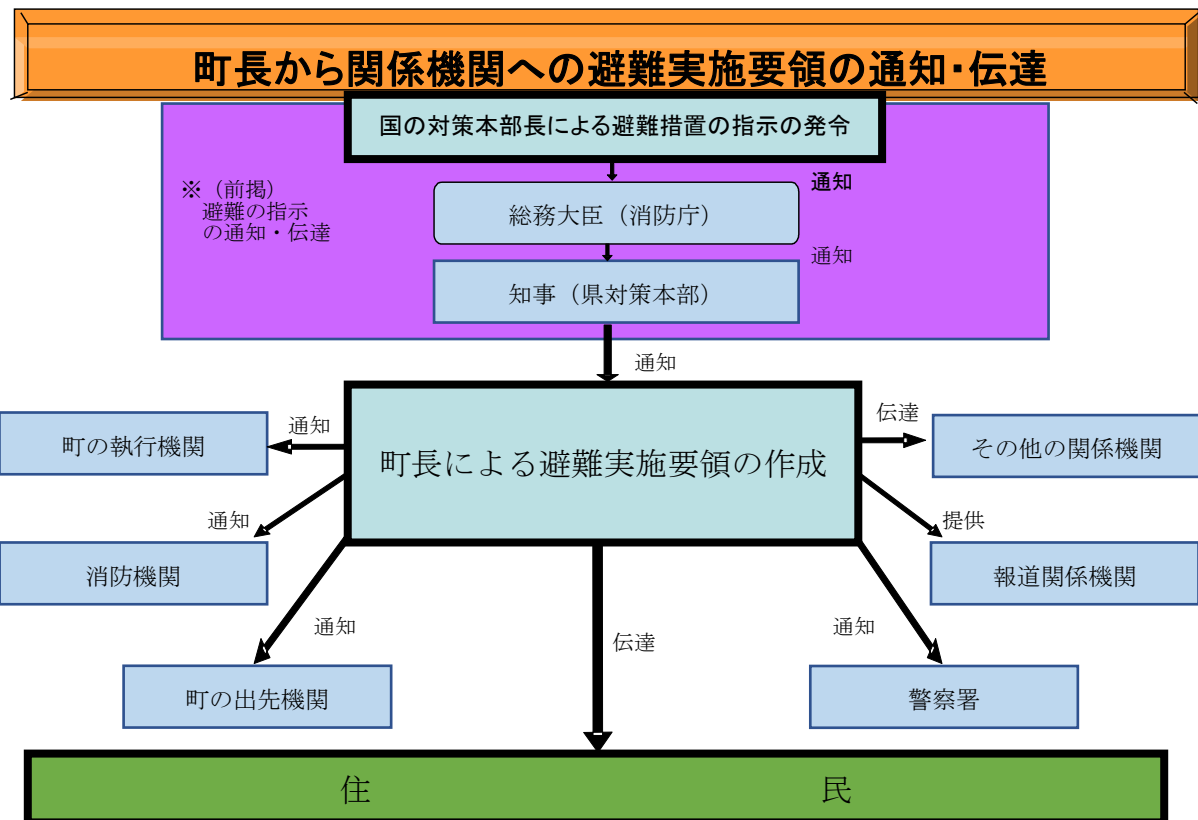
この場合において、町長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、町の意見や関連する情報をまとめる。

(4) 避難実施要領の内容の伝達等

町長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、町長は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、町の区域を管轄する消防長、警察署長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、町長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



4 避難住民の誘導

(1) 町長による避難住民の誘導

町長は、避難実施要領で定めるところにより、当該町の職員及び消防団長を指揮し、また、北アルプス広域消防本部の管理者または長と連携して避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自主防災会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、町長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導に努める。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携し

つつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

町長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該町の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、町長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、町長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

町長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

町長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

町長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮

町長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混

雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

町は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、県警察と協力して、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防に努めるほか、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行い、当該施設の安全の確保を図る。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点的に行う。

また、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、住民等からの相談に対応することを通じ、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成 17 年 8 月 31 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・飼養等されていた家庭動物等の保護収容等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる町は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

町長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

町長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

町長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送の求めを行う。

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていない場合は、避難住民の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、都道府県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知することができる。

(13) 避難住民の復帰のための措置

町長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

(14) 大規模集客施設等における避難

町は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

5 事例別の避難に関する留意点

弾道ミサイルによる攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。

このため、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の 地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。

- ② 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、町は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官 房、消防庁）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（JーA L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に 努めるものとする。

- ③ 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が 判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行 うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。
- ④ 急襲的に航空攻撃が行われた場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事に
① 知事による避難の指示が行われた場合には、早急に避難実施要領を策定し、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する。
この場合において、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示もあり得る。
 - ② 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。
 - ③ ゲリラによる急襲的な攻撃により、知事による避難の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。
 - ④ 退避の指示について
退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため緊急の必要がある場合に、地域の実情に精通している町長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。
ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、知事による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、かかる場合には、町長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して、付近の住民に退避を指示するものとする。
 - 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応
「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。
 - 昼間の大勢の人が集まる場所において突発的に事案が発生した場合の対応
当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。
特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。
- ※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の

態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

着上陸侵攻の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って行うこととすることが適当である。

このため、この場合には、総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とする。

- ② 平素から、かかる避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国及び県の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進めていくこととする。

NBC攻撃の場合

町長は、避難誘導する者に防護服を着用させる等、安全を図るための措置を講ずることや、風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難の指示を行う。

さらに、町長は、国及び県の対策本部長の攻撃の特性に応じた避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行う。

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

町長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国及び県の対策本部長による救援の指示を待ったまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の実施に係る調整及び補助

町長は、あらかじめ調整した役割分担に沿って、県と緊密に連携して救援を行う。

また、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

(3) 大規模な着上陸侵攻の場合における救援について

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に県の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進めていくこととする。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、知事に対して国及び他の県に支援を求める。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。

(2) 他の市町村との連携

町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。この場合において、応援を求める市町村との間にあらかじめ締結された相互応援協定等があるときは、当該協定等の定める活動の調整や手続に基づき行う。

また、市町村が行うこととされている救援の実施に関する事務以外の事務について、市町村長は知事の行う救援を補助することとされていることから、町は、県と密接に連携する。

(3) 日本赤十字社との連携

町長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、第3編第4章第2の3の(12)避難住民の運送の求め等に準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準

町長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援を行う。

町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定についての意見を申し出るよう、知事に要請する。

(2) 救援における県との連携

町長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、町対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(3) 救援の内容

町長は、救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行う。なお、町長は、高齢者、障がい者、乳幼児その他救援の実施に際して援護を要する者に対して、適切に救援を実施できるよう十分配慮する。

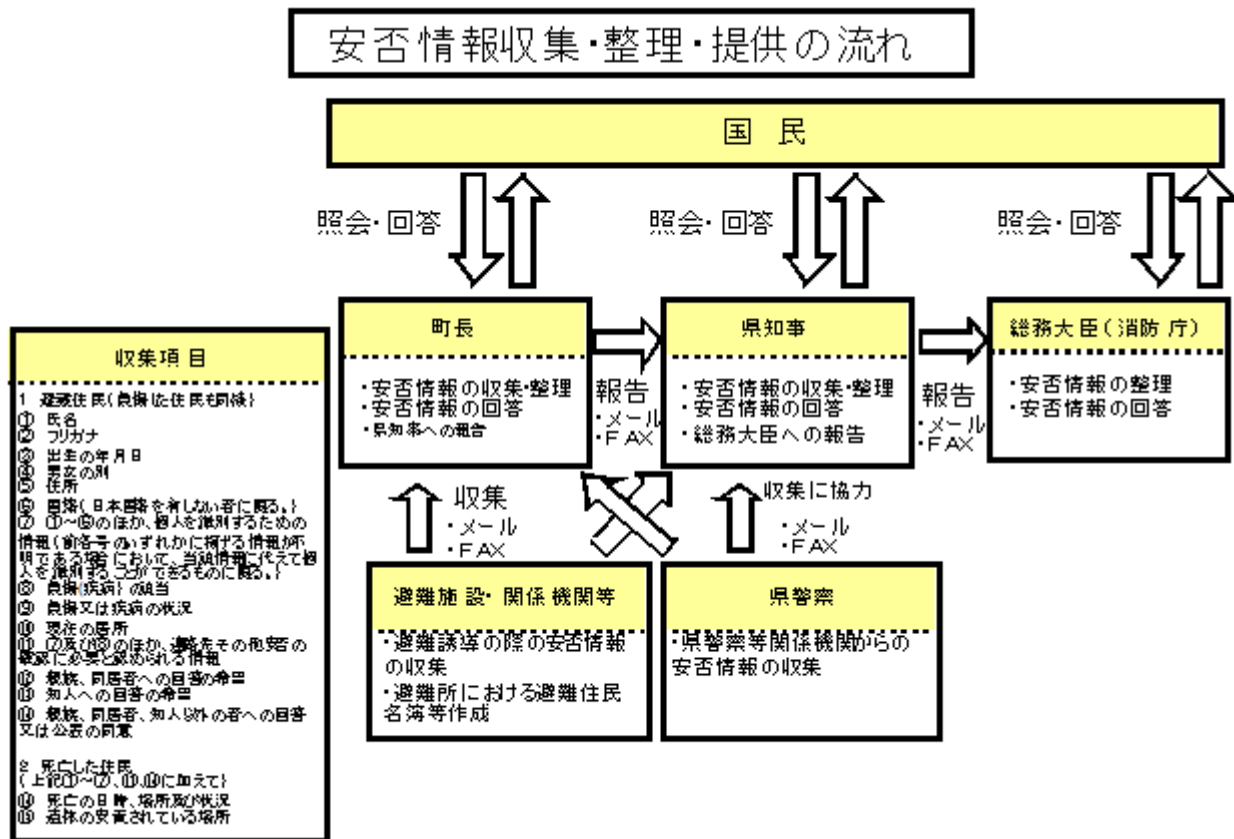
① 収容施設の供与

- ・ 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、民間施設等の把握）
 - ・ 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
 - ・ 避難所におけるプライバシーの確保への配慮
 - ・ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与
 - ・ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与
 - ・ 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）
 - ・ 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応
 - ・ 提供対象人数及び世帯数の把握
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ・ 食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認
 - ・ 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の県等への支援要請
 - ・ 提供対象人数及び世帯数の把握
 - ・ 引渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制
- ③ 医療の提供及び助産
- ・ 医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認
 - ・ 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集
 - ・ 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
 - ・ 避難住民等の健康状態の把握
 - ・ 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
 - ・ 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
 - ・ 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
 - ・ 臨時の医療施設における応急医療体制の確保
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ・ 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊等の関係機関との連携
 - ・ 被災情報、安否情報等の情報収集への協力
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ・ 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
 - ・ 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
 - ・ 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
 - ・ 県警察等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施
 - ・ 国民保護法第 122 条及び国民保護法施行令第 34 条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第 5 条及び第 14 条の特例）
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ・ 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
 - ・ 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
 - ・ 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
 - ・ 聴覚障がい者等への対応

- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
 - ・ 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）
 - ・ 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
 - ・ 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
 - ・ 応急修理の相談窓口の設置
- ⑧ 学用品の給与
 - ・ 児童生徒の被災状況の収集
 - ・ 不足する学用品の把握
 - ・ 学用品の給与体制の確保
- ⑨ 死体の捜索及び処理
 - ・ 死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊等の関係機関との連携
 - ・ 被災情報、安否情報の確認
 - ・ 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定
 - ・ 死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
 - ・ 死体の一時保管場所の確保
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
 - ・ 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
 - ・ 障害物の除去の施工者との調整
 - ・ 障害物の除去の実施時期
 - ・ 障害物の除去に関する相談窓口の設置

第6章 安否情報の収集・提供

町は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

町による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、県警察への照会、住民基本台帳、外国人登録原票等、町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、町は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

町は、安否情報を保有する運送機関、医療機関等の関係機関に対し、必要な範囲に

において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

町は、県への報告に当たっては、原則として安否情報システムへの入力で行い、システムが利用できない場合には、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 町は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、町対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として町対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。その際、本人確認を行うため、照会者に対し本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、個人番号カード等）を提出又は提示させる。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。
- ③ 様式第4号に記載させる必要事項は、照会をする理由、氏名及び住所（法人等にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項等である。（ただし、口頭、電話による照会にあつては、その内容を聴取するとともに、照会者の住居市町村が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行うこととする。）。

(2) 安否情報の回答

- ① 町は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する

様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

- ② 町は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

町は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

町は、武力攻撃災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設の重要性にかんがみ、その安全確保について必要な措置等を講じなければならないことから、生活関連等施設の安全確保に必要な事項等について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

町長は、県の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、町長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

町は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

町長は、武力攻撃に伴って発生する火災や毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は関係機関、消防吏員等からの当該兆候の通知を受けたときは、県警察の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、適時に、知事に通知する。また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

第2 応急措置等

町は、武力攻撃災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に必要があると認めるときは、退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している町長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、町長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示（一例）】

- 「池田町×丁目、池田町○丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下室など屋内に一時退避すること。
- 「池田町×丁目、池田町○丁目」地区の住民については、○○地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示について】

町長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置

- ① 町は、退避の指示を行ったときは、町防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 町長は、知事、警察官、又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 町長は、退避の指示を住民に伝達する町の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

- ② 町の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、町長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

- ③ 町長は、退避の指示を行う町の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 町長の事前措置

町長は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物の入った大量のドラム缶など、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して、当該設備等の除去、保安、使用の停止等の措置を行うことを指示する。

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している町長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違

反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 町長は、警戒区域の設定に際しては、町対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 町長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、必要と認める場所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

- ④ 町長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

町長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

4 応急公用負担等

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため、緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用
- (2) 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

5 消防に関する措置等

(1) 町が行う措置

町長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力

攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

町長は、当該町の区域内の消防力のみをもってしても対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

町長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ、又は必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

町長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

町長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、都道府県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

町長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 町長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を町対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、町長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、町対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 被災地以外の町長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 町長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

町は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した町の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

町は、町対策本部を設置した場合においては、町内に所在する生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保し、安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 町が管理する施設の安全の確保

町長は、町が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、町長は、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、必要な場合には、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の町が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。
(一部事務組合を構成して生活関連等施設を管理している場合、町は、他の構成市町村及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。)

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

町長は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、次の①から③の措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と町対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について市町村長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

- ① 消防本部等所在市町村の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）
- ② 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同上第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

町長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 N B C攻撃による災害への対処等

町は、N B C攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、N B C攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

町は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、特に、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

(1) 応急措置の実施

町長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。また、N B C攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

町は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

町は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

町長は、町対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる要員や資機材・物資について、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有、集約して、県に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、町長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

町は、N B C攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国、県と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないことがないよう、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がN B C攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、給水の制限等の措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせる。

③ 化学剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、町の国民保護担当課においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当課等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 町長及び広域連合長の権限

町長又は広域連合長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対 象 物 件 等	措 置
1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2 号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3 号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5 号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6 号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

町長又は広域連合長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

町長又は広域連合長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

町は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

○被災情報の収集及び報告

- ① 町は、電話、町防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 町は、情報の収集に当たっては、消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 町は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を県及び消防庁に報告するものとする。その後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した被災情報について火災・災害等即報要領に基づき、県が指定する時間に県に被災情報を報告するものとする。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、町長が必要と判断した場合には、直ちに、第一報と同様な方法により、県及び消防庁に報告するものとする。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

町は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

町は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

町は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

また、武力攻撃災害による精神的ダメージ等、災害ストレスへの迅速な対応に努める。

(2) 防疫対策

町は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

(3) 食品衛生確保対策

町は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 町は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

② 町は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 町は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

町は、避難先地域の住民の健康維持のために、県及び栄養士会等の関係団体と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を行う。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 町は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 町は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。
- ③ 平素から町は既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討するものとする。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 町は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成 30 年 3 月環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して各市町村及び関係団体に広域的な応援等にかかる要請を行う。

第 10 章 国民生活の安定に関する措置

町は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

町は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

町教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支

障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

町は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、町税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに町税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者である町は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

管理者として町は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 11 章 特殊標章等の交付及び管理

町は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※ 特殊標章等の意義について

1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)において規定される国際的な特殊標章等は、国民の保護のために重要な役割を担う国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらはジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等(国民保護法第 158 条)

ア 特殊標章

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)。

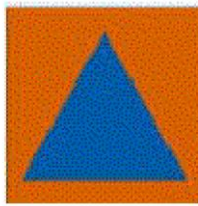
イ 身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書(様式のひな型は下記のとおり)

り。)

ウ 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等。



(オレンジ色地に
青の正三角形)

表面

			
(この証明書を交付等 する許可権者の名を配 載するための余白)			
身分証明書 IDENTITY CARD			
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel			
氏名/Name _____			
生年月日/Date of birth _____			
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as			
交付等の年月日/Date of issue _____		証明書番号/No. of card _____	
許可権者の署名/Signature of issuing authority _____			
有効期間の満了日/Date of expiry _____			

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: _____ _____ _____		
血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

(身分証明書のひな型)

(2) 特殊標章等の交付及び管理

町長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知)に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる(「市町村の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(例)」(平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知)を参考。))。

① 町長

- ・町の職員(水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防団長及び消防団員
- ・町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 水防管理者

- ・水防管理者所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

町は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧について必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 町が管理する施設及び設備の緊急点検等

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

町は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

町は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、町が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、町は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 町が管理する施設及び設備の復旧

町は、武力攻撃災害により町の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

町が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

町は、国民保護措置の実施に要した費用で町が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

町は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

町は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

町は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は指示をした結果、町が損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、町の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

町国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

町は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、町は、緊急処理事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

国民保護関係機関一覧表

1 指定行政機関

機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX番号
内閣官房	内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当)付	東京都千代田区永田町 2-4-1 2	03-3581-3464	03-3581-5671
内閣府	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 3-1-1	03-3581-1513	03-3581-3907
消費者庁	総務課	東京都千代田区永田町 2-1-1-1	03-3507-9151	03-3507-9275
国家公安委員会	担当部署は警察庁と同様	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-3581-0141(代)	03-3581-0744
警察庁	警備局警備運用部 警備第二課	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-3581-0141(代)	03-3581-0744
防衛省	運用企画局事態対処課 国民保護・災害対策室	東京都新宿区市谷本村町 5-1	03-3268-3111(代)	03-5225-3022
金融庁	総務企画局政策課	東京都千代田区霞が関 3-1-1	03-3506-6433	03-3506-6011
総務省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-5089	03-5253-5093
消防庁	国民保護・防災部 防災課国民保護室	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-7550	03-5253-7543
法務省	大臣官房 秘書課広報室	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3592-5396	03-3592-7728
公安調査庁	総務部総務課	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3592-2638	03-3592-6605
外務省	大臣官房総務課 危機管理調整室	東京都千代田区霞が関 2-2-1	03-5501-8059	03-5501-8057
財務省	大臣官房総合政策課 企画官室	東京都千代田区霞が関 3-1-1	03-3581-7934	03-5251-2163
国税庁	長官官房総務課	東京都千代田区霞が関 3-1-1	03-3581-4161	03-3593-0401
文部科学省	大臣官房文教施設企画部施設 企画課防災推進室	東京都千代田区丸の内 2-5-1	03-6734-2290	03-6734-3690
文化庁	担当部署は文部科学 省と同様	東京都千代田区丸の内 2-5-1	03-6734-2290	03-6734-3690
厚生労働省	大臣官房厚生科学課 健康危機管理・災害対策室	東京都千代田区霞が関 1-2-2	03-3595-2172	03-3503-0183
農林水産省	総合食料局食料企画 課	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03-3502-7942	03-3591-1648

機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX番号
林野庁	担当部署は農林水産省と同様	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03-3501-3884	03-3591-1648
水産庁	担当部署は農林水産省と同様	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03-3501-3884	03-3591-1648
経済産業省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-1327	03-3580-6327
資源エネルギー庁	総合政策課	東京都千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-2669	03-3580-8426
中小企業庁	長官 官房参事官室	東京都千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-1768	03-3501-6801
国土交通省	危機管理室	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8888	03-5253-88
国土地理院	総務部総務課	茨城県つくば市北郷1	029-864-6900	029-864-1807
観光庁	総務課	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8321	03-5253-1563
気象庁	総務部総務課	東京都千代田区大手町 1-3-4	03-3211-3014	03-3201-0682
海上保安庁	総務部国際・ 危機管理官	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-3591-9822	03-3580-8778
環境省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 1-2-2	03-3580-1373	03-3580-2517
原子力規制委員会		東京都港区六本木 1丁目9番9号	03-3581-3352	

2 指定地方行政機関

機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX番号
関東管区警察局	広域調整部 広域調整第二課	埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1さいたま新都心合同庁舎2号館	048-600-6000 (内5531)	048-600-6000 (内5519)
関東管区警察局 長野県情報通信部	機動通信課	長野市大字南長野字幅下692-2	026-233-0110 (内6666)	026-235-0110 (内6069)
北関東防衛局	企画部 地方調整課	埼玉県さいたま市中央区 新都心2番地1	048-600-1800 (内2705)	048-600-1832
信越総合通信局	総務課	長野市旭町1108 長野第1合同庁舎	026-234-9962	026-234-9969
関東財務局	総務部総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-1279	048-600-1247
関東財務局 長野財務事務所	総務課	長野市旭町1108	026-234-5123	026-234-5120
関東信越厚生局	総務課	埼玉県さいたま市中央区 新都心1番地1さいたま新都心 合同庁舎1号館7階	048-740-0711	048-601-1325
長野労働局	総務課	長野市中御所1丁目22-1	026-223-0550	026-223-0587
関東農政局	企画調整室	埼玉県さいたま市中央区 新都心2番1 さいたま新都心合同庁舎2号館	048-740-0017	048-600-0602
関東農政局 長野農政事務所	農政推進課	長野市旭町1108 長野第2合同庁舎	026-233-2500	026-233-1588
中部森林管理局	企画調整室	長野市栗田715-5	026-236-2516	026-236-2657
関東経済産業局	総務企画部 総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0213	048-601-1310
関東東北産業 保安監督部	管理課	埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0432	048-601-1279
中部近畿産業 保安監督部	管理課	愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番2号中部経済産業局総合庁舎1階	052-951-0558	052-951-9803
関東地方整備局	企画部防災課 調整第一係	埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1さいたま新都心合同庁舎2号館	048-600-1333	048-600-1376
関東地方整備局 長野国道事務所	管理第二課	長野市鶴賀字中堰145	026-264-7008	026-264-7041
関東地方整備局 長野営繕事務所	総務課	長野市早苗町50-3	026-235-3481	026-235-8713
北陸地方整備局	企画部防災課	新潟県新潟市白山浦 1丁目425番地2	025-266-1171	025-233-3358
北陸地方整備局 干曲川河川事務所	調査課	長野市鶴賀字峯村74	026-227-9434	026-227-7682

機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX番号
北陸地方整備局 松本砂防事務所	調 査 課	松本市元町 1 - 8 - 2 8	0263-33-1115	0263-35-6919
北陸地方整備局 大町ダム管理所	管 理 係	大町市平ナロフ大クボ 2 1 1 2-7 1	0261-22-4511	0261-22-4512
中部地方整備局	企画部防災課 計 画 係	愛知県名古屋市中区三の丸 2丁目5番1号 名古屋合同庁舎 2 号館	052-953-8357	052-953-8362
中部地方整備局 天竜川上流河川事務所	調 査 課	駒ヶ根市上穂南 7 番 1 0 号	0265-81-6415	0265-81-6421
中部地方整備局 三峰川総合開発工事 事務所	調査設計課	伊那市長谷溝口 1 5 2 7	0265-98-2923 0265-98-2921 (閉庁時総務課)	0265-98-2369
中部地方整備局 飯田国道事務所	管理第一課	飯田市東栄町 3 3 5 0	0265-53-7205	0265-53-7212
天竜川ダム 統合管理事務所	管 理 課	上伊那郡中川村大字大草 6 8 8 4-1 9	0265-88-3743	0265-88-3697
北陸信越運輸局	総務部総務課 安全防災・危機管理係	新潟県新潟市中央区万代 2 丁目 2 番 1 号	025-244-6111	025-249-1805
北陸信越運輸局 長野運輸支局	総務企画部門	長野市西和田 1 - 3 5 - 4	026-243-4603	026-244-1462
東京航空局	総務部 航空保安対策課	東京都千代田区九段南 1 - 1 - 1 5	03-5275-9316	03-3288-8915
東京航空局 東京空港事務所	総務部総務課	東京都大田区羽田空港 3 - 3 - 1	03-5756-1510	03-5756-1521
東京航空局 松本空港出張所		松本市空港東 8 9 2 8	0263-50-3111	0263-58-3177
東京航空交通管制部	総務課	埼玉県所沢市並木 1 - 1 2	04-2992-1181 (代表)	04-2992-1925
東京管区气象台	総務部総務課	東京都千代田区大手町 1 - 3 - 4	03-3212-3848	03-3212-3390
長野地方气象台	防災業務課	長野市箱清水 1 - 8 - 1 8	026-232-3773 026-232-2034 (技術課24時間対応)	026-235-5718
中部地方環境事務所	総務課	名古屋市中区錦 3 - 4 - 6 桜通大津第一生命ビル 4 階	052-955-2130	052-951-8889
中部地方環境事務所 長野自然環境事務所	総務課	長野市旭町 1 1 0 8 長野第一合同庁舎	026-231-6570	026-235-1226
中部地方環境事務所 松本自然環境事務所		松本市安曇 1 2 4 - 7	0263-94-2024	0263-94-2651

3 指定公共機関等

機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX番号
日本郵便(株)	総務部危機管理・震災復興対策室	東京都千代田区霞が関 1-3-2	03-3504-9945	
信越支社	郵便局本部 企画部企画担当	長野市栗田 8 0 1	026-231-2239	026-231-2227
東日本旅客鉄道(株)	総務部危機管理室	東京都渋谷区代々木 2 丁目 2 番 2 号	03-5334-1311	03-5334-1358
東京圏運行本部	総務部総務課	東京都北区東田端 2-2-6 8	03-3240-5574	
長野支社	総務部総務課	長野市栗田源田窪 9 9 2-6	026-224-5300	026-224-4076
高崎支社	総務部総務課	群馬県高崎市栄町 6-2 6	027-328-7528	027-320-7115
東海旅客鉄道(株)	総務部総務課 (企画)	愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-4 J R セントラルタワーズ	052-564-2619	052-587-1395
飯田支店		飯田市上飯田 5 3 5 6	0265-22-7082	0265-21-1006
西日本旅客鉄道(株)	総務部リスク管理室	大阪府大阪市北区芝田	06-6375-2119	06-6375-8931
西日本旅客鉄道(株) 金沢支社	総務企画課	石川県金沢市高柳町 9-1-1	076-253-5204	076-253-5207
日本貨物鉄道(株)	総務部総務グループ	東京都千代田区飯田橋	03-3239-9126	03-3239-9103
関東支社 長野営業支店	企画係	長野市栗田源田窪 9 9 2-6	026-266-7230	026-266-7231
東日本電信電話(株)	ネットワーク事業推進部 サービス運営部 災害対策室	東京都新宿区西新宿 3-1 9-2	03-5359-4830	03-5333-1245
長野支店	設備部災害対策室	長野市新田町 1 1 3 7-5	026-225-2882	026-291-8859
日本銀行	決済機構局 業務継続計画担当	東京都中央区日本橋本石町 2-1-1	03-3277-3546	03-3548-2317
松本支店	総務課	松本市丸の内 3-1	0263-34-3500	0263-37-0040
長野事務所		長野市中御所 1 7 8-8	026-227-1296	026-223-0128
中日本高速道路(株)	保全・サービス事業本部 企画統括チーム	愛知県名古屋市中区錦 2-1 8-1 9 三井住友銀行名古屋ビル	052-222-3532	052-222-3739
飯田管理事務所	工務課	飯田市北方 8 5 6-1	0265-25-7288	0265-25-7873
八王子支社		東京都八王子市宇津木町 2 3 1	0426-91-1171	0426-91-8398
松本管理事務所	工務課	松本市島立 1 3 4 7	0263-47-7515	0263-47-5835

機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX番号
東日本高速道路 (株)関東支社		東京都台東区北上野 1-10-14 住友不動産上野ビル5号館	03-5828-8181	03-5828-8204
佐久管理事務所	工務課	佐久市岩村田 116	0267-68-8861	0267-68-8862
長野管理事務所	工務課	長野市松代町東寺尾 1195-2	026-278-7701	026-278-7729
日本赤十字社	救護・福祉部救護課	東京都港区芝大門 1-1-3	03-3437-7084	03-3435-8509
長野県支部	事業推進課	長野市南県町 1074番地	026-226-2073	026-223-4181
独立行政法人 水資源機構 愛知用水総合管理所	管理課	愛知県愛知郡東郷町大字諸輪 字片平山 25-25	0561-39-5460	0561-39-5464
牧尾管理所		木曽郡木曽町三岳 7696-1	0264-46-2033	0264-46-2032
日本放送協会	報道局	東京都渋谷区神南 2-2-1	03-5455-3409	03-3465-1936
長野放送局	報道担当	長野市稲葉 210-2	026-291-5216	026-225-8040
松本支局	報道	松本市深志 3-10-3	0263-33-4700 0263-32-2054	0263-36-7857
日本通運株式会社	作業管理部 広域自動車輸送専任	東京都港区東新橋 1丁目9番4号	03-6251-1430	03-6251-6688
長野支店	安全衛生課	長野市北石堂町 1374番地 1	026-227-4140	026-227-4158
中部電力株式会社	総務部総務グループ	愛知県名古屋市中区東新町 1	052-951-8211	052-973-3155
長野支店	総務部総務課	長野市柳町 18	026-232-9060	026-235-4598
東京電力株式会社	総務部防災グループ	東京都千代田区内幸町 1-1-3	03-4216-1111	03-4216-2539
松本電力所	総務グループ	松本市中央 4-1-17	0263-33-0220	0263-34-3610
関西電力株式会社	総務室庶務グループ	大阪府大阪市北区中之島 3-6-16	06-6441-8821	06-6441-9865
東海支社	総務・広報グループ	愛知県名古屋市中区泉 2-27-14	052-931-1521	052-932-7406
東北電力株式会社	総務部（総務）	宮城県仙台市青葉区本町 1-7-1	022-799-6071	022-227-8197
新潟支店	企画管理部門 企画・総務グループ	新潟県新潟市中央区	025-223-3151	025-222-6447
大阪瓦斯株式会社	中央保安指令部	大阪府大阪市中央区平野町	06-6202-0722	06-6205-4626

機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX番号
東邦瓦斯株式会社	総務部総務グループ	愛知県名古屋市中熱田区桜田町	052-872-9325	052-882-1307
(株)エヌ・ティ・ティ ドコモ	災害対策室	東京都千代田区永田町2-11-1番1号	03-5156-1729	03-5156-0265
長野支店	ネットワーク部 ネットワーク管理担当	長野市上千歳町1 1 1 2 - 1	026-291-7202	026-224-5496
KDDI(株)	運用本部運用管理部 長野テクニカルセンター	安曇野市豊科5 1 2 6	0263-73-6077	0263-73-6078

4 自衛隊等

機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX番号
陸上自衛隊 東部方面総監部	総務部	東京都練馬区大泉学園町	048-460-1711 (内線 2871) (当直内線 2462)	048-460-1711 (内線 2871)
陸上自衛隊 第1 2旅団司令部	第3部	群馬県北群馬郡榛東村 大字新井1 0 1 7 - 2	0279-54-2011 (内線 286) (当直内線 208)	0279-54-2011 (内線 239)
陸上自衛隊 第1 3普通科連隊	第3科	松本市高宮西1 - 1	0263-26-2766 (内線 238) (当直内線 301)	0263-26-2766 (内線 239)
自衛隊 長野地方協力本部	総務課	長野市旭町1 1 0 8	026-233-2108	026-233-2109
海上自衛隊 横須賀地方総監部	防衛部	神奈川県横須賀市西逸見 1丁目無番地	046-822-3522(直通) 046-822-3500 (内線 2543) (当直内線 2222)	046-823-1009
航空自衛隊 中部航空方面隊 司令部	防衛部	埼玉県狭山市稻荷山2 - 3	04-2953-6131 (内線 2233) (当直内線 2204)	04-2953-6131 (内線 2269)

5 指定地方公共機関

機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX番号
株式会社INPEX	パイプライン室	新潟県柏崎市大久保 1-6-2	0257-24-8687	0257-24-2145
帝石パイプライン株式会社	技術部 輸送管理第一課	新潟県柏崎市大久保 1-6-2	0257-24-8687	0257-24-2145
松本ガス株式会社	総務部	松本市渚 2-7-9	0263-25-6060	0263-27-0171
上田ガス株式会社	工務部 業務保安課	上田市天神 4-29-3	0268-22-0454	0268-24-7261
諏訪瓦斯株式会社	総務部	諏訪市小和田南 17-5	0266-52-2511	0266-58-6427
大町ガス株式会社	管理課	大町市大町 4729	0261-22-3111	0261-22-2055
信州ガス株式会社	管理グループ	飯田市箕瀬 3丁目2700番地	0265-22-3808	0265-52-6501
長野都市ガス株式会社	技術部供給・保 安企画グループ	長野市鶴賀 1017	026-268-0616	026-268-0533
一般社団法人 長野県LPガス協会		長野市中御所 1-16-13 天馬ビル4階	026-229-8734	026-229-8735
長野電鉄株式会社	鉄道事業部 運輸課	須坂市宗石町 1217-3	026-248-6000	026-248-6111
アルピコ交通株式会社	勤労部	松本市井川城 2丁目1番1号	0263-28-4728	0263-26-1144
上田電鉄株式会社	運輸部	上田市下之郷 498	0268-39-7117	0268-38-7951
しなの鉄道株式会社	総務課	上田市常田 1-3-39	0268-21-4700	0268-21-4703
千曲バス株式会社	総務部	佐久市野沢 20	0267-62-0081	0267-62-8300
信南交通株式会社	総務部	飯田市大通り 2-208	0265-22-1801	0265-52-1821
伊那バス株式会社	運輸課	伊那市西町 5208番地	0265-72-5117	0265-78-4512
おんたけ交通株式会社	管理部	木曽郡木曽町福島 2801	0264-22-2215	0264-22-2284
草軽交通株式会社	総務部	北佐久郡軽井沢町軽井沢 東16番地1	0267-42-2041	0267-45-3041
株式会社関電アメニックス (北アルプス交通事業部)	運輸課	大町市平 180-8	0261-22-0799	0261-22-8700
公益社団法人 長野県バス協会		長野市中御所鶴田 560-4	026-226-3288	026-226-3654

機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX番号
公益社団法人 長野県トラック協会		長野市南長池 7 1 0 - 3	026-254-5151	026-254-5155
信越放送株式会社	総務局	長野市間御所町 1 2 0 0	026-237-0500	026-237-0610
株式会社長野放送	総務局	長野市岡田町 1 3 1 - 7	026-227-5697	026-224-0740
株式会社テレビ信州	報道部	長野市若里 1 - 1 - 1	026-291-6605	026-228-5415
	本社	松本市丸の内 4 - 1 8	0263-36-2002	
長野朝日放送株式会社	総務局	長野市栗田 9 8 9 - 1	026-223-3531	026-223-1030
長野エフエム放送株式会社	放送部	松本市本庄 1 - 1 3 - 5	0263-33-4410	0263-35-4222
株式会社インフォメーション・ ネットワーク・コミュニティ	総務経理部	長野市南県町 6 5 7 信毎長野本社ビル	026-233-3600	026-233-3015
エルシーブイ株式会社	総務課	諏訪市四賀 8 2 1 番地	0266-53-3833	0266-58-2836
株式会社テレビ松本 ケーブルビジョン	総務部	松本市里山辺 3 0 4 4 - 1	0263-35-1008	0263-36-4001
株式会社上田 ケーブルビジョン		上田市中央六丁目12番 6 号	0268-23-1600	0268-25-3243
株式会社 G o o l i g h t		須坂市大字須坂1295番地 1	026-246-1222	026-246-1683
一般社団法人 長野県医師会	地域医療課	長野市大字三輪1316番地 9	026-219-3600	026-235-6120
一般社団法人 長野県歯科医師会	総務課	長野市稲葉2141	026-222-8020	026-222-3060
一般社団法人 長野県薬剤師会	総務課	松本市旭 2 - 1 0 - 1 5	0263-34-5511	0263-34-0075
長野県 土地改良事業団体連合	総務企画課	長野市県町 4 5 2 - 1	026-233-4281 (内線104)	026-238-0497
一般社団法人 長野県建設業協会	総務部	長野市南長野南石堂町 1 2 3 0 - 6	026-228-7200	026-224-3061
公益社団法人 長野県看護協会		松本市旭 2 丁目11番34号	0263-35-0421	0263-34-0311

6 警察

機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX番号
長野県警察本部	通信指令室 (総合当直)	長野市大字南長野字幅下 6 9 2	026-233-0110	
長野県警察本部	警備第二課 災害対策室	〃	026-233-0111	026-237-3472
長野中央警察署	警備第一課	長野市三輪 1 - 6 - 1 5	026-244-0110	026-263-0110
飯山警察署	警備課	飯山市南町 6 - 1	0269-62-0110	0269-62-6110
中野警察署	警備課	中野市中央 3 - 5 - 7	0269-26-0110	0269-23-0110
須坂警察署	警備課	須坂市大字須坂 1 7 2 5 - 1	026-246-0110	026-245-0110
長野南警察署	警備課	長野市篠ノ井小森 5 5 1	026-292-0110	026-292-7110
千曲警察署	警備課	千曲市大字栗佐 1 5 4 8 - 1	026-272-0110	026-274-0110
上田警察署	警備課	上田市天神 3 - 1 5 - 7 4	0268-22-0110	0268-25-9110
小諸警察署	警備課	小諸市八幡町 3 - 3 - 9	0267-22-0110	0267-25-0110
佐久警察署	警備課	佐久市岩村田 1 1 5 6 - 2	0267-68-0110	0267-68-9110
軽井沢警察署	警備課	北佐久郡軽井沢町軽井沢 1 2 2 2 - 4 8 5	0267-42-0110	0267-42-6110
茅野警察署	警備課	茅野市本町西 9 - 3 9	0266-82-0110	0266-82-4110
諏訪警察署	警備課	諏訪市湖岸通り 1 - 1 3 - 3 2	0266-57-0110	0266-53-0110
岡谷警察署	警備課	岡谷市神明町 3 - 1 4 - 3 1	0266-23-0110	0266-22-0110
伊那警察署	警備課	伊那市中央 4 6 8 0	0265-72-0110	0265-72-4935
駒ヶ根警察署	警備課	駒ヶ根市上穂南 8 - 1	0265-83-0110	0265-82-6471
飯田警察署	警備課	飯田市小伝馬町 1 - 2 5 4 1 - 2	0265-22-0110	0265-53-0110
阿南警察署	警備課	下伊那郡泰阜村 8 4 4 7 - 3	0260-25-0110	0260-25-0110
木曽警察署	警備課	木曽町新開 2 3 2 4 - 1	0264-22-0110	0264-22-3110
塩尻警察署	警備課	塩尻市大字宗賀 7 3 - 3 0 5	0263-54-0110	0263-53-5110
松本警察署	警備第一課	松本市渚 3 - 1 1 - 8	0263-25-0110	0263-25-0110
安曇野警察署	警備課	安曇野市豊科 5 7 0 4 - 2	0263-72-0110	0263-73-6110
大町警察署	警備課	大町市大字大町 2 8 9 5	0261-22-0110	0261-23-6110

7 市町村

機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX番号
長野市	危機管理防災課	長野市大字鶴賀緑町1 6 1 3	026-224-5006	026-224-5109
松本市	危機管理課	松本市深志3-1 0-1	0263-34-3000	0263-33-1011
上田市	危機管理防災課	上田市大手1-1 1-1 6	0268-22-4100	0268-25-4100
岡谷市	危機管理室	岡谷市幸町8-1	0266-23-4811	0266-24-0689
飯田市	危機管理室	飯田市大久保町2 5 3 4	0265-22-4511	0265-24-9316
諏訪市	危機管理室	諏訪市高島1-2 2-3 0	0266-52-4141	0266-57-0660
須坂市	総務課	須坂市大字須坂1 5 2 8-1	026-248-9000	026-246-0750
小諸市	総務課	小諸市相生町3-3-3	0267-22-1700	0267-23-8766
伊那市	危機管理課	伊那市伊那部3 0 5 0	0265-78-4111	0265-74-1250
駒ヶ根市	危機管理課	駒ヶ根市赤須町2 0-1	0265-83-2111	0265-83-4348
中野市	危機管理課	中野市三好町1-3-1 9	0269-22-2111	0269-26-0349
大町市	消防防災課	大町市大町3 8 8 7	0261-22-0420	0261-23-0392
飯山市	危機管理防災課	飯山市大字飯山1 1 1 0-1	0269-67-0721	0269-62-5990
茅野市	危機管理室	茅野市塚原2-6-1	0266-72-2101	0266-72-9040
塩尻市	危機管理課	塩尻市大門7-3-3	0263-52-0280	0263-54-5549
佐久市	危機管理課	佐久市中込3 0 5 6	0267-62-2111	0267-63-1680
千曲市	危機管理防災課	千曲市大字杭瀬下8 4	026-273-1111	026-273-1004
東御市	総務課	東御市県2 8 1-2	0268-62-5431	0268-63-6119
安曇野市	危機管理課	長野県安曇野市豊科6000番地	0263-71-2000	0263-72-6739

南佐久郡

機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX番号
小海町	町民課	小海町大字豊里 5 7 - 1	0267-92-2525	0267-92-4335
佐久穂町	総務課	佐久穂町大字高野町 5 6 9	0267-86-2525	0267-86-4935
川上村	総務課	川上村大字大深山 5 2 5	0267-97-2121	0267-97-2125
南牧村	総務課	南牧村大字海ノ口 1 0 5 1	0267-96-2211	0267-96-2158
南相木村	総務課	南相木村 3 5 2 5 - 1	0267-78-2121	0267-78-2139
北相木村	総務企画課	北相木村 2 7 4 4	0267-77-2111	0267-77-2879

北佐久郡

機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX番号
軽井沢町	総務課	軽井沢町大字長倉 1 7 0 6 - 8	0267-45-1800	0267-45-2077
御代田町	総務課	御代田町馬瀬口 1 7 9 4 - 6	0267-32-3111	0267-32-3929
立科町	総務課	立科町大字芦田 2 5 3 2	0267-56-2311	0267-56-2310

小県郡

機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX番号
長和町	総務課	長和町長久保 5 2 5 - 1	0268-68-3111	0268-68-4011
青木村	総務企画課	青木村大字田沢 1 1 1	0268-49-0111	0268-49-3670

諏訪郡

機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX番号
下諏訪町	総務課	下諏訪町 4 6 1 3 - 8	0266-27-1111	0266-28-1070
富士見町	総務課	富士見町落合 1 0 7 7 7	0266-62-9326	0266-62-4481
原村	総務課	原村 6 5 4 9 - 1	0266-79-2111	0266-79-5504

上伊那郡

機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX番号
辰野町	総務課	辰野町中央 1	0266-41-1111	0266-41-3976
箕輪町	総務課	箕輪町大字中箕輪 1 0 2 9 8	0265-79-3111	0265-79-0230
飯島町	総務課	飯島町飯島 2 5 3 7	0265-86-3111	0265-86-4395
南箕輪村	総務課	南箕輪村 4 8 2 5 - 1	0265-72-2104	0265-73-9799
中川村	総務課	中川村大草 4 0 4 5 - 1	0265-88-3001	0265-88-3890
宮田村	総務課	宮田村 9 8	0265-85-3181	0265-85-4725

下伊那郡

機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX番号
松川町	総務課	松川町元大島 3 8 2 3	0265-36-3111	0265-36-5091
高森町	総務課	高森町大字下市田 2 1 8 3 - 1	0265-35-3111	0265-35-8294
阿南町	総務課	阿南町東条 5 8 - 1	0260-22-2141	0260-22-2576
阿智村	総務課	阿智村大字駒場 4 8 3	0265-43-2220	0265-43-3940
平谷村	総務課	平谷村 3 5 4	0265-48-2211	0265-48-2212
根羽村	総務課	根羽村 1 7 6 2	0265-49-2111	0265-49-2277
下條村	総務課	下條村大字睦沢 8 8 0 1 - 1	0260-27-2311	0265-27-3536
売木村	総務課	売木村 9 6 8 - 1	0280-28-2311	0260-28-2135
天龍村	総務課	天龍村大字平岡 8 7 8	0260-32-2001	0260-32-2525
泰阜村	総務課	泰阜村 3 2 3 6 - 1 1	0260-26-2111	0260-26-2553
喬木村	総務課	喬木村 6 6 6 4	0265-33-2001	0265-33-3679
豊丘村	総務課	豊丘村大字神稲 3 1 2 0	0265-35-3311	0265-35-9065
大鹿村	総務課	大鹿村大字大河原 3 5 4	0265-39-2001	0265-39-2269

木曽郡

機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX番号
上松町	危機管理課	上松町駅前通り 2 - 1 3	0264-52-2001	0264-52-2150
南木曽町	総務課	南木曽町読書 3 6 6 8 - 1	0264-57-2001	0264-57-2270
木曽町	危機管理室	木曽町福島 2 3 2 6 - 6	0264-22-3000	0264-24-3600
木祖村	総務課	木祖村大字藪原 1 1 9 1 - 1	0264-36-2001	0264-36-3344
王滝村	総務課	王滝村 3 6 2 3	0264-48-2001	0264-48-2172
大桑村	住民課	大桑村大字長野 2 7 7 8	0264-55-3080	0264-55-4134

東筑摩郡

機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX番号
麻績村	総務課	麻績村麻 3 8 3 7	0263-67-3001	0263-67-3094
生坂村	総務課	生坂村 5 4 9 3 - 2	0263-69-3111	0263-69-3115
山形村	総務課	山形村 2 0 3 0 - 1	0263-98-3111	0263-98-3078
朝日村	総務課	朝日村大字小野沢 2 9 6 - 5	0263-99-2001	0263-99-2745
筑北村	総務課	筑北村坂北 2 1 8 7	0263-66-2111	0263-66-3370

北安曇郡

機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX番号
池田町	総務課	池田町大字池田 3 2 0 3 - 6	0261-62-3131	0261-62-9404
松川村	総務課	松川村 7 6 - 5	0261-62-3111	0261-62-9405
白馬村	総務課	白馬村大字北城 7 0 2 5	0261-72-5000	0261-72-7001
小谷村	総務課	小谷村大字中小谷丙 1 3 1	0261-82-2001	0261-82-2232

埴科郡

機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX番号
坂城町	住民環境課	坂城町大字坂城 1 0 0 5 0	0268-82-3111	0268-82-8307

上高井郡

機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX番号
小布施町	総務課	小布施町大字小布施 1 4 9 1-2	026-247-3111	026-247-3113
高山村	総務課	高山村大字高井 4 9 7 2	026-245-1100	026-248-0066

下高井郡

機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX番号
山ノ内町	危機管理課	山ノ内町大字平穏 3352-1	0269-33-3115	0269-33-4527
木島平村	総務課	木島平村大字往郷 9 7 3-1	0269-82-3111	0269-82-4121
野沢温泉村	総務課	野沢温泉村大字豊郷 9 8 1 7	0269-85-3111	0269-85-3913

上水内郡

機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX番号
信濃町	総務課	信濃町大字柏原 4 2 8-2	026-255-3111	026-255-6103
飯綱町	総務課	飯綱町大字牟礼 2 7 9 5-1	026-253-2511	026-253-6887
小川村	総務課	小川村大字高府 8 8 0 0-8	026-269-2323	026-269-3578

下水内郡

機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX番号
栄村	総務課	栄村大字北信 3 4 3 3	0269-87-3111	0269-87-3083

8 消防機関等

機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX番号
長野市消防局	警防課	長野市鶴賀 1 7 3 0 - 2	026-227-8000	026-226-8461
松本広域消防局	警防課	松本市渚 1 丁目 7 番 1 2 号	0263-25-0119	0263-25-3987
上田地域広域連合 消防本部	警防課	上田市大手 2 丁目 7 番 1 6 号	0268-26-0119	0268-23-6901
諏訪広域消防本部	総務課警防係	岡谷市幸町 8 番 1 号	0266-21-1190	0266-21-2119
佐久広域連合 消防本部	警防課	佐久市中込 2 9 4 7	0267-62-0119	0267-62-7745
飯田広域消防本部	警防課	飯田市東栄町 3 3 4 5	0265-23-0119	0265-23-6007
上伊那広域消防本部	警防課	伊那市伊那荒井 4 6 0 6 番地 1	0265-72-0119	0265-72-0712
岳南広域消防本部	警防係	中野市江部 1 3 2 4 番地 2	0269-23-0119	0269-22-5991
須坂市消防本部	警防課	須坂市小山 1 3 0 6	026-245-0119	026-248-4460
千曲坂城消防本部	警防課	千曲市磯部 1 2 2 1	026-276-0119	026-276-9119
北アルプス広域 消防本部	総務課警防係	大町市大町 4 7 2 4 - 1	0261-22-0735	0261-21-3310
木曽広域消防本部	警防係	木曽郡木曽町福島 3 7 3 7	0264-24-3119	0264-24-2929
岳北消防本部	消防課警防係	飯山市大字木島 3 5 7 - 6	0269-62-0119	0269-62-3347
長野県消防協会	事務局	長野市南長野幅下 6 9 2 - 2 長野県庁東庁舎 2 階	026-232-5319	026-232-5319

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護法 施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名
第 2 7 条	1 号	発電所、変電所	経済産業省
	2 号	ガス工作物	経済産業省
	3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4 号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5 号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6 号	放送用無線設備	総務省
	7 号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8 号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9 号	ダム	国土交通省 農林水産省
第 2 8 条	1 号	危険物	総務省消防庁
	2 号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3 号	火薬類	経済産業省
	4 号	高压ガス	経済産業省
	5 号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省
	6 号	核原料物質	文部科学省 経済産業省
	7 号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省
	8 号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省
	9 号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

様式集

様式番号	様式名
様式 1	武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第 1 条関係様式第 1 号
様式 2	武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第 1 条関係様式第 2 号
様式 3	武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第 1 条関係様式第 3 号
様式 4	武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第 1 条関係様式第 4 号
様式 5	武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第 1 条関係様式第 5 号
様式 6	火災・災害即報要領第 3 号様式（救急・救助事故等）

様式第 1 号 (第 1 条関係)

安否情報収集様式 (避難住民・負傷住民)

記入日時 (年 月 日 時 分)

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所 (郵便番号を含む。)	
⑥国籍	日本 その他 ()
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷 (疾病) の該当	負傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居人からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居人・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

(注 1) 本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援 (物資、医療の提供等) や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注 2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注 3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注 4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第 2 号 (第 1 条関係)

安 否 情 報 収 集 様 式 (死 亡 住 民)

記入日時 (年 月 日 時 分)

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所 (郵便番号を含む)	
⑥国籍	日本 その他 ()
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居人・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

(注 1) 本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援 (物資、医療の提供等) や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注 2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注 3) 「③出生の年月日」欄は、元号表記により記入すること。

(注 4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注 5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

報告日時： 年 月 日 時 分
市町村名： 担当者名

[illegible]

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
 - 5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

様式第4号 (第3条関係)

安 否 情 報 照 会 書

		年 月 日
総務大臣 （都道府県知事）殿 （市町村長）		申 請 者 <u>住所（居所）</u> <u>氏 名</u>
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条 第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会する理由 （○を付けて下さい。 ③の場合、理由を記入 願います。	① 被照会者の親族又は同居人であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他（ ）	
備 考		
被 照 会 者 を 特 定 す る た め に 必 要 な 事 項	氏 名	
	フ リ ガ ナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。） 日 本 その他（ ）	
	その他個人を識別するための情報	
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は、元号表記により記入すること。
- 4 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第 5 号 (第 4 条関係)

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フ リ ガ ナ	
	出 生 の 年 月 日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日 本 その他 ()
	その他個人を識別 するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負 傷 又 は 疾 病 の 状 況	
	連 絡 先 そ の 他 必 要 情 報	

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 「避難住民に該当するか否かの別」欄には、「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には、「死亡」「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 「出生の年月日」欄は、元号表記により記入すること。
- 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

		報告日時	年 月 日 時 分	
		都道府県		
		市町村 (消防本部名)		
消防庁受信者氏名		報告者名		
事 故 災 害 種 別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発 生 場 所				
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事 故 等 の 概 要				
死 傷 者 等	死者 (性別・年齢)	負傷者等 人 (人)		
	計 人	重 傷 人 (人) 中傷等 人 (人) 軽 傷 人 (人)		
	不明 人			
救 助 活 動 の 要 否				
要救助者数 (見込)		救助人員		
消 防 ・ 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況				
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として覚知後30分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

用語解説

あ行

- **安定ヨウ素剤**

核分裂により環境中に放出される放射性物質の一つに、放射性ヨウ素がある。この放射性ヨウ素は、人間の体内に入ると、甲状腺に集まる性質があり、甲状腺の集中的な被ばくを引き起こすこととなる。

一方、甲状腺は安定ヨウ素を取り込んで、ホルモンを分泌しているため、放射性ヨウ素が甲状腺に入る前に安定ヨウ素剤を服用しておくことで、甲状腺に入り込む量を少なくすることができる。

- **受入地域**

他都道府県からの避難住民を受け入れるべき地域のこと。避難先地域を管轄する都道府県知事が決定する。

- **NBC攻撃（エヌ・ビー・シー攻撃）**

核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）、化学兵器（Chemical weapons）を使用した攻撃のこと。大量無差別な殺傷や広範囲の汚染が発生する可能性がある。

- **NBC災害（エヌ・ビー・シー災害）**

NBC攻撃によって引き起こされた武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害のこと。

- **Em-N e t（エムネット）**

緊急情報ネットワークシステム。国（官邸）から都道府県、市町村などに緊急情報をLGWAN（国・都道府県・市町村間を結ぶネットワーク）等を通じて迅速に伝達する一斉同報システム。

- **応急措置**

武力攻撃災害等の発生又は拡大を防止するため実施する応急の措置をいう。

か行

- **救援物資**

避難住民等の救援の実施に必要な物資のこと。備蓄品及び応援物資を総称していう。

- **緊急対処事態**

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

● 緊急対処事態対策本部

緊急対処事態対処方針が定められたときに、当該方針に係る対処措置の実施を推進するため、閣議にかけて臨時に内閣に設置される組織である。

事態等対策本部の規定がほとんど準用されるが、対策本部長の総合調整権（事態対処法第 14 条）、内閣総理大臣の是正の指示や代執行の権限（同法第 15 条）、総合調整又は指示に基づく損失補てん（同法第 16 条）の規定は準用されない。

● 緊急対処保護措置

緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が、※事態対処法第 22 条第 3 項第 2 号に掲げる措置、その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。

※事態対処法

「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」

● 警戒・対策本部、警戒・対策連絡会議

県民の生命、身体及び財産並びに県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害（重大災害）が発生し、又は発生するおそれのある場合において、迅速かつ適切な対応を実施するため、警戒・対策本部又は警戒・対策連絡会議を設置する。

警戒・対策本部は、重大災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、当該重大災害が複数の部局により組織的に対応する必要がある場合に設置する。

警戒・対策連絡会議は、重大災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、当該重大災害が関係する部局室の連絡を強化する必要がある場合に設置する。

● ゲリラ

不正規軍の要員であり、戦線を作らず、小規模の部隊に分かれ、会戦を徹底して回避して、小規模の襲撃や待ち伏せ、敵方の施設破壊等を行なう要員をいう。

● 航空攻撃

我が国に対する着上陸侵攻が行われる場合、周囲を海に囲まれた地理的な特性や現代戦の様相から、まず航空機やミサイルによる急襲的な攻撃が行われると考えられる。こうした攻撃を航空攻撃といい、反復されるのが一般的であると考えられる。

● 国際人道法

一般的には、武力紛争の際に適用される国際法であって、人道的考慮に基づいて成立したものといわれており、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めているジュネーヴ諸条約も含まれる。 →● ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書

● 国民の保護に関する基本指針

武力攻撃事態等に備えて、国が定める国民保護措置の実施に関する基本的な方針のこと。

基本指針は、国民の保護に関する計画の体系の中で最も上位にある。

基本指針に基づいて、指定行政機関、都道府県の国民保護計画及び指定公共機関の国民保護業務計画が策定される。さらに、都道府県の計画に基づき、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画が策定される。基本指針は、これらの計画の上位に位置し、指針的な内容が記載されている。

● 国民保護法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」である。平成16年6月14日に成立し、同年9月17日に施行された。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。

● 国民保護計画

県及び指定行政機関が政府の定める国民の保護に関する基本指針に、市町村が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画である。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めるものである。県及び市町村の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、県は内閣総理大臣に、また、市町村は都道府県知事に協議することとなっている。

● 国民保護業務計画

指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画である。各機関が実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民保護措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定めるものである。業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することになっている。

● 国民保護措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づ

いて実施する国民保護法第2条第3項に掲げる措置のことである。具体的には、警報の発令、非難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のことを指す。

さ行

● J－ALERT（ジェイアラート）

全国瞬時警報システム。国（内閣官房から消防庁を経由）から都道府県、市町村などに緊急情報を人工衛星等を通じて送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動的に起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達できるシステム。

● 指定行政機関

内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁が指定されている。

● 指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されているもの。

● 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの。

具体的には、沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所及び地方防衛局が指定されている。

● 指定地方公共団体

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

● 自主防災組織

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という共助の精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。

● 事態対処法 → ● 武力攻撃事態対処法

● 収容施設

避難施設、応急仮設住宅等、避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民等が、一時的に起居する施設。

● ジュネーヴ諸条例及び第一追加議定書

ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書は、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めており、次の4つの条約と追加議定書からなる。

- ・ 戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約（第一条約）
- ・ 海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約（第二条約）

＜主な内容＞ 戦時中に発生した負傷者と医療活動をしている団体は保護しなければならない。

- ・ 捕虜の待遇に関する条約（第三条約）

＜主な内容＞ 捕虜は人道的に取り扱わなければならない。

- ・ 戦時における文民の保護に関する条約（第四条約）

- ・ 国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第一追加議定書）

＜主な内容＞ 非戦闘員である文民は保護されなければならない。

● 生活関連等施設

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（危険物を取扱う施設等）をいう。

● 赤十字標章

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書においては、医療組織は常に尊重され、保護されるものとし、これを攻撃対象としてはならない旨規定している。そして、軍関係以外の医療組織及び医療輸送手段を保護するため、特殊標章と身分証明書を定め、これらを識別できるようにしている。

赤十字標章とは、この特殊標章のことである。

た行

- **対策本部長**

事態対処法第 10 条に定める「事態等対策本部」又は同法第 23 条に定める「緊急処理事態対策本部」の長をいう。対策本部長は、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。

- **ダーティボム**

爆薬と放射性物質を組み合わせた「汚い爆弾」のこと。対象地域一帯に放射性物質をまき散らす。

- **弾道ミサイル攻撃**

弾道ミサイルとは、主にロケットエンジンで推進し、発射後、ロケットが燃え尽きた後は、そのまま慣性で弾道軌道を飛行し、放物線を描いて目標地点に到達するミサイルのことである。弾頭には通常弾頭のほか、核、生物、化学兵器を用いた弾頭が考えられる。こうしたミサイルを使用した攻撃をいう。

- **着上陸侵攻**

我が国の領土を占領しようとする場合、侵攻国は、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させる作戦を行うこととなる。こうした武力攻撃を着上陸侵攻という。

- **特殊標章**

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に定める赤十字標章及び文民保護標章をいう。

- **特殊部隊**

正規軍の要員であり、高度に訓練された特殊技能と最先端の装備を駆使して、困難な任務を遂行する部隊をいう。

- **トリアージ**

災害時等において、現存する限られた医療資源（医療スタッフ、医薬品等）を最大限に活用して、可能な限り多数の傷病者の治療を行うためには、傷病者の状態の緊急性や重傷度に応じて治療の優先順位を決定し、搬送、病院選定、治療の実施を行うことが大切である。

トリアージとは、傷病者を重傷度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めることである。

は行

- **非常通信協議会**

非常通信協議会は、総務省が中心となり国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成する連絡会であり、地震、台風、洪水、雪害、火

災、暴動その他の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援、通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図ることを目的としている。

長野県には、信越地方非常通信協議会が設置されている。

- **避難行動要支援者**

要配慮者のうち、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者のこと。

- **避難経路**

住民が避難する経路のこと。避難路や鉄道路線等から編成される。

- **避難住民等**

避難住民及び被災者のこと。

- **避難先地域**

住民の避難先となる地域のこと。（住民の避難の経路となる地域を含む。）

対策本部長は、避難措置の指示を行う場合には、避難先地域を示さなければならない。

- **避難施設**

住民の避難及び避難住民等の救援の用に供する施設として、知事があらかじめ指定した施設のこと。

- **武力攻撃**

我が国に対する外部からの組織的、計画的な武力の行使をいう。武力攻撃を加えてくる主体としては、国だけでなく、国に準ずる者もあり、攻撃の規模の大小、期間の長短や攻撃が行われる地域、攻撃の態様等も様々であり、武力攻撃の態様は一概には言えないものである。

- **武力攻撃災害**

武力攻撃により、直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のこと。

- **武力攻撃事態**

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」とはどのような場合であるかについては、事態の現実の状況に即して個別具体的に判断されるものであるため、仮定の事例において、限られた与件のみに基づいて論ずることは適切でないが、例えば、ある国が我が国に対して武力攻撃を行うとの意図を明示し、攻撃のための多数の艦船あるいは航空機を集結させていることなどからみて、我が国に対する武力攻撃が発生する

明白な危険が切迫していると客観的に認められる場合は、これに該当すると考えられる。

● 武力攻撃事態等

武力攻撃事態と武力攻撃予測事態をいう。

● 武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。事態の現実の状況に即して個別具体的に判断されるものであるため、仮定の事例において、限られた与件のみに基づいて論ずることは適切でないが、例えば、その時点における我が国を取り巻く国際情勢の緊張が高まっている状況下で、ある国が我が国への攻撃のため部隊の充足を高めるべく予備役の招集や軍の要員の禁足、非常呼集を行っていることとみられることや、我が国を攻撃するとみられる軍事施設の新たな構築を行っていることなどからみて、我が国への武力攻撃の意図が推測され、我が国に対して武力攻撃を行う可能性が高いと客観的に判断される場合は、これに該当すると考えられる。

● 防災行政無線

県庁（統制局）を中心に、主な県の現地機関、市町村、消防本部及び防災関係機関を無線回線などで結んだ通信網のこと。

一斉通信が可能であり、正確かつ迅速な情報の収集、伝達を行うことができる。

や行

● 要配慮者

次のいずれかに該当する者をいう。

- （１）自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能または困難な者
- （２）自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能または困難な者
- （３）危険を知らせる情報を受け取ることが不可能または困難な者
- （４）危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能または困難な者

例えば、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等が考えられる

● 要避難地域

住民の避難が必要な地域のこと。

対策本部長は、避難措置の指示を行う場合には、要避難地域を示さなければならない。

